

命 令 書

申 立 人 全労協全国一般東京労働組合
執行委員長 X 1

申 立 人 X 2

申 立 人 X 3

申 立 人 X 4

申 立 人 X 5

申 立 人 X 6

申 立 人 X 7

申 立 人 X 8

申 立 人 X 9

申 立 人 X10

申 立 人 X11

申 立 人 X12

申 立 人 X13

被 申 立 人 東急バス株式会社
代表取締役 Y 1

上記当事者間の都労委平成20年不第89号事件について、当委員会は、平成25年2月19日第1580回公益委員会議において、会長公益委員荒木尚志、公益委員白井典子、同房村精一、同篠崎鉄夫、同岸上茂、同後藤邦春、同平沢郁子、同栄枝明典、同森戸英幸、同水町勇一郎の合議により、次のとおり命令する。

主 文

- 1 被申立人東急バス株式会社は、バス乗務員に対し残業扱いとなる乗務(増務)を割り当てるに当たって、申立人全労協全国一般東京労働組合の組合員に対して、他の乗務員と差別して取り扱ってはならない。
- 2 被申立人会社は、申立人 X 2 、同 X 3 、同 X 6 、同 X 4 、同 X 7 、同 X 9 、同 X 10 、同 X 8 、同 X 11 、同 X 12 及び X 13 に対し、別表 1 に掲げる各月の支払額に、各支給日の翌日からそれぞれの支払日まで、年 5 分の割合による金員を付加して支払わなければならない。

3 被申立人会社は、本命令書受領の日から1週間以内に、下記内容の文書を申立人組合に交付するとともに、同一内容の文書を55センチメートル×80センチメートル（新聞紙2頁大）の白紙に楷書で明瞭に墨書して、本社及び会社従業員の勤務する営業所内の従業員の見やすい場所に10日間掲示しなければならない。

記

年 月 日

全労協全国一般東京労働組合
執行委員長 X 1 殿

東急バス株式会社
代表取締役 Y 1

当社が、貴組合の組合員 X 2 氏、同 X 3 氏、同 X 6 氏、同 X 4 氏、同 X 7 氏、同 X 9 氏、同 X 10 氏、同 X 8 氏、同 X 11 氏、同 X 12 氏及び同 X 13 氏に対し、残業扱いとなる乗務（増務）を割り当てるに当たって、他の乗務員と異なる取扱いをしたことは、東京都労働委員会において不当労働行為であると認定されました。

今後、このような行為を繰り返さないよう留意します。

（注：年月日は文書を交付又は掲示した日を記載すること。）

4 被申立人会社は、第2項及び第3項を履行したときは、速やかに当委員会に文書で報告しなければならない。

5 平成19年7月25日から同年11月25日までの残業代不利益分の救済に係る申立ては却下する。

6 その余の申立てを棄却する。

理 由

第1 事案の概要と請求する救済内容の要旨

1 事案の概要

(1) 本件救済申立て以前の各当事者に対する当委員会の命令について

当委員会（以下「都労委」ということもある。）は、本件各当事者間の紛

争に対し、これまで2回、救済命令を発している（以下、それぞれ「第1事件」、「第2事件」といい、併せて前件事件ともいう。）

第1事件は、平成17年6月9日、当委員会が、被申立人東急バス株式会社（以下「会社」という。）に対し、申立人全労協全国一般東京労働組合（以下「組合」という。）に所属する会社のバス乗務員に残業扱いとなる乗務（以下、単に「残業」又は「増務」ともいう。）を割り当てるに当たって、他の乗務員と差別しないことなどとする一部救済命令を発した事件（都労委平成13年不第96号、同14年不第9号及び同15年不第115号事件）である。

また、第2事件は、第1事件後に新たに加入した組合員を含む X 3ら個人申立人13名に対して、会社が増務の割当てにおいて、第1事件以降も差別的な取扱いを続け、また、17年度に申立人 X 10らを15年間無事故表彰から外したとして救済申立てがなされ、それぞれ不利益取扱い及び支配介入に当たるか否かが争われた事件（都労委平成17年不第102号事件）である。20年10月1日、当委員会は、会社のバス乗務員に増務を割り当てるに当たって、他の乗務員と差別しないことなどとする一部救済命令を発し、また、一部の申立人組合員に、始期は組合員によって異なるが、いずれも19年6月までの不利益分のバックペイを命じた。

(2) 本件救済申立て

本件は、組合員である個人申立人 X 2、同 X 3、同 X 4、同 X 5、同 X 6、同 X 7、同 X 8、同 X 9、同 X 10、同 X 11、同 X 12 及び同 X 13 の12名（以下、個人申立人をそれぞれ「X 2」、「X 3」、「X 4」、「X 5」、「X 6」、「X 7」、「X 8」、「X 9」、「X 10」、「X 11」、「X 12」及び「X 13」といい、これら12名を「X 2ら12名」という。また、組合と X 2ら12名を併せて「組合ら」という。）に対して、残業扱いとなる乗務の割当てに当たって、会社が他の乗務員と異なる取扱いを行ったことが、不利益取扱い及び支配介入に該当し、また、このことが、不当労働行為救済申立てに対する報復として行われた不利益取扱いに該当するとして、前記第2事件に引き続く19年7月から24年1月までの組合員に生じた不利益分の救済を求めた事案である。

2 請求する救済内容の要旨

- (1) 会社は、全労協全国一般東京労働組合東急(バス)分会（以下「分会」という。）の組合員らに対し、残業の割当てにおいて、他の乗務員に比して不利益な取扱いをしないこと。
- (2) 会社は、申立人組合員に対する残業（増務）外しの不利益分として、X 2ら12名に対し、19年7月25日から救済命令のなされる月まで毎月25日限り、平日残業及び休日出勤残業についてそれぞれ算出した月平均残業時間と申立人組合員らのそれぞれの残業実績との差額及びこれに対する各支払日より支払済みまで年6分の割合による金員を支払うこと。
- (3) 謝罪文の交付・掲示

第2 認定した事実

1 当事者

- (1) 被申立人会社は、申立外東急電鉄株式会社（以下「東急電鉄」という。）の自動車部門の分社により平成3年に設立された株式会社であり、肩書地に本社を置くほか、都内、川崎地区及び横浜地区に営業所を置き、路線バスの運行を主たる目的とする株式会社である。本件申立時の従業員数は、乗務員約1,300名、その他の従業員を加えると約1,800名（正社員以外の者も含む。）である。
- (2) 申立人組合は、首都圏で働く労働者で組織された、いわゆる合同労組であり、肩書地に事務所を有し、本件申立時の組合員数は、約4,000名である。

個人申立人であるX 2ら12名は、いずれも会社のバス乗務員であり、かつ組合に個人加入している組合員であって、組合の下部組織である分会に所属している。会社内には、申立外東急バス労働組合（以下「バス労組」という。組合員数約1,600名である。）及び同全関東単一労働組合（会社内の組合員数1名）が存在し、X 2ら12名は、組合に加入する以前は、全員、バス労組に加入していた。

なお、以下本命令書では、組合の組合員を「組合員」といい、バス労組の組合員を「バス労組員」という。

【審査の全趣旨】

2 前件事件とその後の経緯

(1) 分会結成

12年10月6日、東山田営業所に勤務するX2ら4名がバス労組を脱退して組合に加入し、分会を結成した。分会結成当初から団体交渉開催や便宜供与等を巡って労使関係は対立的であり、12年には組合が団体交渉について不当労働行為救済申立て（都労委平成12年不第122号。当委員会において13年8月に和解した。）を行った。13年2月22日、組合は、会社が団体交渉に応じないことについて、親会社である東急電鉄本社前で組合員180名が参加する抗議行動を行うなど、その後も便宜供与、職場協議及び添乗査察における差別の有無などを巡って争いは続いていた。

【甲1～10】

(2) 第1事件の経緯

① 会社では、分会結成後、組合員が増加した13年3月頃から、増務を希望する組合員に対し、増務が割り当てられないという事態が生じ、組合は、同年12月27日、会社が増務を希望していた組合員7名に対し、増務を割り当てるに当たって、他の乗務員と比して不利益な取扱いをしないこと及び組合加入後から17年2月までの不利益分のバックペイなどを求めて不当労働行為救済申立てを行った。17年6月9日、当委員会は、会社に対し、組合員に増務を割り当てるに当たって、他の乗務員と差別して取り扱わないことなどを命ずる一部救済命令（バックペイは命じていない）を交付した（以下「第1事件都労委命令」という。）。

【甲78】

② 第1事件都労委命令については、会社及び組合双方が再審査（17（不
再）第40号事件及び同第43号事件）を申し立て、中央労働委員会（以下「中労委」という。）は、20年1月30日、X3、X4、X5、X14及びX6の5名について残業差別の不当労働行為の成立を認定するとともに、初審命令では命じていなかったバックペイを命じた（以下「第1事件中労委命令」という。）。また、X7、X2の2名については、第1事件都労委命令と同じく不当労働行為の成立を否定した。

【甲79】

- ③ 上記第1事件中労委命令に対して、組合及び会社双方が東京地方裁判所(以下「東京地裁」という。)に行政訴訟を提起し、22年2月22日、東京地裁は、組合の取消請求に関する事項は棄却し、また、会社の請求のうち、X6に関する部分の取消し(理由としては、救済を認めた期間中にX6が私傷病により欠勤していた期間4か月が含まれていたため)を認め、その余は棄却した。

【甲80】

- ④ 上記東京地裁判決に対して、組合及び会社はともに控訴したが、22年11月24日、東京高等裁判所(以下「東京高裁」という。)は、控訴を棄却し、1審判決を維持した。

組合は上告及び上告受理申立て(その後、上告は取り下げた。)を、会社は上告受理申立てを行ったが、23年9月30日、最高裁判所(以下「最高裁」という。)は、それぞれ上告不受理を決定し、本件は、X6に関する部分を除いて確定した。

X6に関する部分については、第1事件中労委命令中、バックペイを命じた部分を取り消した判決が確定したことから、中労委は、X6に対する不当労働行為の成立を認めながら、バックペイを命じなかった第1事件都労委命令に関して、23年10月25日、労働委員会規則第48条に基づき、審査を再開した。24年7月4日、中労委は、X6に対するバックペイに関して、私傷病による欠勤期間を除いた不利益相当額の支払いを会社に命じ、会社は、この中労委命令に対して、同年8月9日、取消しを求めて東京地裁に行政訴訟を提起した。

【甲86, 88, 89、当委員会に顕著な事実】

(3) 第2事件の経緯

- ① 組合は、第1事件以降も、会社が増務の割当てにおいて、差別的な取扱いを続けているとして、17年12月28日、X3ら個人申立人13名(X3、X4、X5、X6、X7、X9、X10、X15(以下「X15」という。))、X13、X12、X8、X11及びX2)に対する17年3月から(第2事件で申立人となったX10については、15年4月から)19年6月までの間の各人の不利益取扱い、並びに17年度に申立人X10及びX15を15年間無事故

表彰から外したことについて不当労働行為救済申立てを行った。

20年10月1日、当委員会は、会社のバス乗務員に増務を割り当てるに当たって、X2を除く12名の個人申立人に対して他の乗務員と差別しないことなどとする一部救済命令を発し、また、個人申立人9名（X3、X4、X5、X6、X7、X9、X10、X15、X13）についてバックペイを命じた（以下「第2事件都労委命令」という）。

【甲81】

- ② 第2事件都労委命令に対して、会社は、再審査（20（不再）第38号事件）を申し立て、組合及び個人申立人13名は、行政訴訟（20（行ウ）第770号事件）を提起した（22年2月24日取下げ）ため、第2事件都労委命令で申立てを棄却されたX2は、中労委の再審査の対象となっていない。

中労委は、21年12月2日、第2事件都労委命令を一部変更し、X7、X8、X11の3名について不当労働行為の成立を否定し、X12を除いたX3、X4、X5、X6、X9、X10、X15、X13ら8名についてバックペイを命じた（以下「第2事件中労委命令」という）。

【甲82】

- ③ 第2事件中労委命令に対して、会社並びに組合及び個人申立人13名は行政訴訟を提起した（22（行ウ）第57号事件及び同第200号事件）。東京地裁は24年1月27日、X7について、中労委命令を取り消し、不当労働行為を認定し、会社の請求を棄却した。会社は控訴したが、10月3日、東京高裁は控訴を棄却した。

【甲90、当委員会に顕著な事実】

3 乗務員の勤務決定の仕組み

(1) 13年9月15日までの乗務員の勤務体制

- ① 会社の各営業所における乗務員の乗務スケジュールは、基本交番表と呼ばれるローテーション表に従って決められており、原則として各乗務員が、基本交番表上の仕業（一つ又は複数のダイヤを組み合わせたもの）を順番に割り当てられて乗務していた。乗務員は、ある特定の日に基本交番表の一番上のダイヤに乗務すると翌日は二番目のダイヤに乗務するというように基本交番表の順番で乗務するという仕組みであった。

割当結果である各乗務員の最終的な勤務予定は当該乗務日の3～4日前（後記労働時間制の変更後は7日前）に営業所に掲出される勤務交番表に記載されていた。

ちなみに基本交番表は各営業所の操車担当（職名は助役あるいは助役補佐である。）が、ダイヤ改正や路線の所管営業所変更等によって各営業所の運行ダイヤに変更が生ずる都度、作成する。

【甲84, 78, 79, 81, 82, 1審p43】

- ② 13年頃の乗務員の1日の所定労働時間は6時間49分（内訳は、乗務時間5時間58分、点検時間51分）であったが、全ダイヤを運行するためには、所定労働時間内の乗務時間では足りず、各営業所では必然的に所定時間外労働となる乗務（増務）が発生した。そこで、各営業所において、所定時間内労働となる乗務（以下「本務」という。）と増務があらかじめ決められ、基本交番表上、本務は実線で、増務は点線で表示されていた。乗務員は、この基本交番表にあらかじめ刷り込まれている増務を「刷込残業」、そのダイヤを刷込みダイヤ又は付きダイヤなどと呼んでいた。

残業（増務）には、この刷込残業のほかに、乗務員の欠勤等の際の代替乗務（以下「代務」という。）及び渋滞等による運行遅延分（以下「入庫遅れ」という。）等があり、これら3つが、乗務員の残業の大半を占めていた。また、これら代務者の割当てや乗務員の変更は、営業所長の権限となっていた。

【甲40, 78, 79, 80, 81, 82】

- (2) 13年9月16日以降の乗務員の勤務体制

- ① 変形労働時間制の採用

13年9月16日以降、会社は、バス乗務員の勤務について1か月単位の変形労働時間制を採用した。これによって乗務員の所定労働時間は1週当たり36時間55分となった。1日当たりの所定労働時間は6時間49分から7時間23分（乗務時間6時間55分、点検時間28分。以下、これらの労働時間についての変更を「労働時間制の変更」あるいは「勤務時分の変更」という。）となったが、労働時間制の変更後も従前同様に本務と残業（増務）の区分けはあり、乗務員が残業を行わなければ全ダイヤを運

行することができず、必然的に生ずる残業を乗務員に割り当てることにより、全ダイヤを運行している状況には変わりなかった。

【甲 82、乙 16】

② 完全週休 2 日制の導入

13年 9 月 16 日、会社は、完全週休 2 日制を導入し、乗務員の乗務スケジュールについては、所定労働時間や 1 日 13 時間を超えないようにする拘束時間の取決め等を考慮して、週 5 日の勤務日のうち 4 日は「通常仕業」（1 日 6 時間 49 分を基本とする勤務）、残り 1 日は「ロング仕業」（1 日 9 時間 39 分を基本とする勤務）という割振りにしている。

【甲 84、乙 16】

③ 個々の乗務員の所定労働時間と残業

前記①のとおり、乗務員の 1 日当たりの所定労働時間は、13年 9 月 16 日以降、7 時間 23 分となったが、各ダイヤの運行時間はバラバラであるため、基本交番表の作成において、乗務員の 1 か月の労働時間を所定労働時間と正確に一致させることは不可能であり、所定労働時間を下回らないようにダイヤを作成する結果として、各乗務員の実労働時間は、所定労働時間を超えた時間となり、この分は残業として取り扱われるようになった。これは、「差引残業」、「はみ出し時分」などと呼称され、労働時間を 1 か月単位で計算することで生ずる、組合員も含めて全ての乗務員に計算上発生する残業時間である。

【甲 84、1 審 p 11】

④ 枠外仕業（付きダイヤ）

基本交番表を作成していく過程で、それぞれのダイヤの長短や前記所定労働時間等の関係で、最後にはみ出してしまいう形で仕業が余るという事態が生ずる。各営業所では、これを「付きダイヤ」と称して、この付きダイヤだけをまとめた基本交番表（枠外仕業）を作成する。

その結果、従前のような本務と付きダイヤをセットで表示するいわゆる「刷込みダイヤ」（前記 3 (1)②）は多くの営業所でなくなった。枠外仕業は残業として割り当てられることが多いが、場合によっては本務として割り当てられることもある。

⑤ 勤務決定の流れ

13年9月の変形労働時間制の採用以降、会社では、上記のように所定労働時間や拘束時間等を考慮しながら乗務員の乗務ローテーションを作成している。まず、最初に「基本交番表」（以下「基本交番表」と表記されたものは、特に断りのない限り変形労働時間制採用後のものをいう。）が作成され、これを基に、個々の乗務員の「月間勤務予定表」が作成され、最終的に特定の日「勤務交番表」が作成されて、乗務員の勤務が決定されることになった。

【甲84、乙16、1 審 p 31, 44～45】

⑥ 月間勤務予定表

会社は、1か月単位の変形労働時間制と週休2日制を導入したことにより、個々の乗務員に対して、その月の「公休日」、「勤務日及び勤務時間」、「休日出勤（公出）となるか公休のままか不確定な日」を明らかにした勤務予定を示すことになった。これは、月間勤務予定表と呼ばれ、各営業所が作成し、カレンダー形式にして個々の乗務員に配付される。

月間勤務予定表が作成されるようになったとはいえ、ダイヤを順番で乗務するという方法が変更になったわけではない。月間勤務予定表は、基本交番表に基づいて作成されるので、原則として、各乗務員の月間勤務予定表には、基本交番表の仕業の順番に従った予定が割り振られ記載されている。乗務員は、記載された仕業番号を基本交番表と照合することにより乗務ダイヤの内容を把握することができる。

月間勤務予定表は、通常、各営業所の操車係の中堅クラスのリーダー格（業務主任のひとりで「チーフ」と呼ばれる者）が、1か月の全員分をまとめて、当該月の前月の1日までに作成する。

【甲70, 76の1, 84、乙16, 17、1 審 p 29～34, 46】

⑦ 勤務交番表

勤務交番表（以下単に「交番表」ともいう。）は、特定の日における乗務員全体の具体的な勤務を乗務7日前に示したものであり、営業所毎に作成され、営業所に掲示される。個々の乗務員には交付されない。作成

は、営業所の中堅よりも若い世代の操車係（各営業所に5人から7人ぐらい）が、毎日、日替わりで行い、概ね8日前には作成される。

月間勤務予定表から勤務交番表に至るまでの間に、有給休暇を取る乗務員のダイヤを別の乗務員に割り当てたり、研修や空きダイヤに仕業を当て込むといった作業を行い、最終的に勤務交番表が作成される。

すなわち、勤務交番表において、仕業ごとに順番に整理され、基本交番表作成以降の休暇の申出等、また、それに伴う勤務の変更や残業、休日出勤（公出）の有無など、乗務員の最終的な勤務の状態が初めて記載されることになる。ただし、実際には、勤務内容の変更は勤務日当日まであり得る。勤務交番表において、基本交番表記載の全ダイヤが各乗務員に割り当てられることになり、当該営業所における当日の全ダイヤが運行されることになる。

また、これらの基本交番表、月間勤務予定表及び勤務交番表の具体的な内容については、営業所長の専権、あるいは少なくとも幹部の決定で営業所ごとに決まり、各乗務員は、基本交番表、月間勤務予定表及び勤務交番表を照合することにより、枠外仕業や公出などの残業の割当ての状況がわかる仕組みとなっている。

【甲83、乙6、16、1審p48,74～76】

⑧ 残業の希望と交番表について

残業に関しては、乗務員各自の希望は基本的に尊重されており、残業を行いたくない場合や都合でできない場合等には、操車係にあらかじめ申し出ることによって本務のみの乗務とすることができた。あらかじめ申し出る方法として、直接、操車係に申し出るほか、荏原営業所では、交番表作成前に、残無し台帳というファイルに入っている該当する日付の用紙に残業を希望するあるいは希望しない旨と名前を申告しておき、事務所がそれを確認するといった方法をとっていた。

操車係は、これにより、残業の希望についてあらかじめ把握することができ、残業の希望のない人には差引残業及び入庫遅れ以外の残業を割り当てない、また、残業を依頼して断られた場合には、以後その人には割り当てないようにするといったことが日常的に行われていた。

残業については、残業手当によって年収に大きな差が生ずる実態があり、多くの乗務員が残業を希望しており、会社も乗務員の入社時に残業手当も含めて収入について説明を行っていた経緯がある。

【甲40, 78, 79, 80, 81, 82, 84、1 審 p 5～7, 52、2 審 p 49～50, 59～61】

4 会社における残業の発生事由

会社における残業を発生事由でみたとき、前記3(2)③の差引残業のほか、以下のような残業がある。

(1) 乗務員の休暇取得によって発生する残業（代務）

基本交番表に従って、月間勤務予定が組まれるが、乗務員が休暇を取得するなどして仕業に欠員が生ずると、その分の補充が必要になり、他の乗務員の残業によって行われることが多い。これを代務と呼んだりしている。

【1 審 p 32, 33, 49, 50】

(2) 付きダイヤ

付きダイヤとは、基本交番表作成時に発生する1単位（仕業）に満たない半端となるダイヤをいう。付きダイヤは、基本交番表上、枠外仕業という表で整理されている（前記3(2)④）。

付きダイヤについては、乗務の順番が基本交番表上の残業（増務）をすることができる位置（時間的に空いている箇所）に来たときなどに、割り当てることが可能になる。しかし、分会員においては、基本交番表の残業が付くような位置になっても、残業が付いていない。

付きダイヤには、乗務付きダイヤのほかに、運行予備勤務ダイヤ（事故や車両交換などの事態に備えて待機する業務）や車庫予備勤務ダイヤ（車庫での誘導業務）がある。

【甲83, 84、乙6、1 審 p 31～34, 42, 49, 50】

(3) 公出（休日出勤）

① 前記3(2)⑥のとおり、週休2日制が採用されて以降、各個人の月間勤務予定表には、会社が休日出勤を依頼する日として、公出（休日に出勤させる形態での残業、休出とも表示される）の表示がなされるようになった。乗務員らは、これを公出ラインと呼称している。公出と印を付けられた日については、会社が、休日であるが乗務してほしいとして指定

している（休日出勤として残業となる）日であるが、この段階では休日に出勤してもらうかもしれないことを示した記載であり、休日出勤を命じたものではなく、休日出勤できない場合は、操車係に申し出ることによって外すことできた。

【甲 47、乙 16】

- ② 会社は、20年3月より前には、X 5を除く組合員に対して公出を命じていなかったが、20年1月30日に第1事件中労委命令が交付された後、同年3月以降、荏原営業所所属の組合員の一部にも、公出を割り当てるようになった。

会社は、2月22日に荏原営業所のX 13に3月1日の休日出勤を依頼して以降、3月中に、同営業所のX 10、X 11、X 3、X 9、X 15及びX 4に依頼し、同営業所のX 7には7月に、東山田営業所のX 2には11月に休日出勤を依頼したが、いずれも月1回程度の依頼である。残業を希望している荏原営業所所属のX 8、新羽営業所所属のX 12及び東山田営業所所属のX 6には、休日出勤の依頼はない。

また、会社の提出した20年3月から21年1月までの組合員の休日出勤の実施記録には、会社が公出を依頼した日付と、X 3、X 4、X 13、X 11、X 15、X 16（以下「X 16」という。）及びX 7がそれを断った不実施の記載がある。このうち、X 3は、公出を13回依頼されたが、実施したのは2回であり、X 4は、10回依頼されたが、実施したのは3回である。また、X 16は残業を希望していない。

【甲46, 57, 84、乙 7、1 審 p 19, 21、2 審 p 21】

- ③ 19年12月から22年3月までの荏原営業所のX 4の月間勤務予定表には、毎月、1週間のうち決まった曜日の連続する2日間について、公休という表示がされているが、休出あるいは公出という表示はない。

20年3月26日について、X 4は月間勤務予定表の記載は公休であったが、会社は、同日の8日前に、同人に対し休日出勤を依頼した。しかし、X 4は、同日には既に予定が入っていたためこれを断った。

【甲77の1～77の28、乙17、1 審 p 19】

- ④ 22年6月の荏原営業所のあるバス労組員の月間勤務予定表には、当月

の1週間のうち、火曜日及び水曜日の2日、計10日間の公休日があるが、そのうち当月火曜日のうち2日間について、休出という表示があった（実際に残業が行われたかどうかは不明である。）。同様に、8月、9月の月間勤務予定表にも火曜日及び水曜日の2日間に休出の表示がある。

【甲72～74、1審p18、2審p62】

- ⑤ 後記6(1)の組合調査における組合員でない乗務員の公出状況によると、公出を月2回、合計10時間以上行っている者が3、4割見受けられる。これに対して、組合員は、6時間以上の公出を月1回程度行っている。

【2審p18,19,27,28、甲51】

- ⑥ 勤務時分の変更により、所定労働時間を下回らないようにダイヤを作成するため、勤務時分の変更前よりも付きダイヤ本数が減り、付きダイヤ残業時間が少なくなった。また、公出は、原則として、出勤日の乗務全部が残業となることから、残業時間に占める割合は、公出のほうが付きダイヤより多くなっている。

【甲84】

(4) 入庫遅れ

バス運行においては、道路の渋滞などで予定されていた運行予定時間を過ぎて下車する場合なども生ずる。この残業は、運行上通常に生ずる事態であり、バス労組員、組合員を問わず、残業を希望していない人にも発生する残業である。

【1審p11】

(5) その他の残業

その他の残業として、車庫予備、運行予備、燃料、車両交換、増強、車検回送、用途外、会議などの残業がある。これらの残業について、会社は、残業を希望する者に適宜割り当てていた。

【審査の全趣旨】

(6) 第2事件における組合員の残業の希望について

第2事件の個人申立人13名について、組合加入前には残業を希望しない者もあったが、組合の会社に対する17年6月21日付「要求書並びにこれに

基づく団体交渉要求書」において、13名のうちX13を除く12名が、同年11月25日付「残業についての要求及び団体交渉申入書」において、13名のうちX13、X12を除く11名が、18年2月23日付「再度残業についての要求書」において、13名が増務を希望する者として記載されていた。

【甲52, 54, 56】

5 組合員の残業状況

乗務員の誰にでも発生する差引残業及び入庫遅れを除いた組合員の残業状況は以下のとおりである。

(1) 申立人X2について

① X2は、昭和61年2月17日に東急電鉄に入社し、弦巻営業所にバスの乗務員として配属されたが、平成11年11月22日、懲戒降職処分により大橋営業所へ誘導係として異動となった。12年3月16日には、東山田営業所へ誘導係として異動となり、15年11月16日、同営業所で乗務員に復職した。

X2は、分会結成（12年10月）当初からの組合員であり、当時、分会長であった。X2は、11年、上記降職処分を受けるのと同時に残業から外された。分会結成後、X2は、残業について改善を申し入れたが、会社は、同人に対する残業割当てを拒否していた。

【審査の全趣旨】

② X2について、第1事件においては、誘導員として勤務していた時期の残業の割当てが問題とされたが、当委員会は不当労働行為には当たらないと判断した。

X2は、乗務員復職後も残業希望の申入れをしたが、割り当てられなかった。第2事件において、X2は、17年3月からの救済を求めたが、当委員会は、X2の組合加入前後の残業実績について疎明がなく、不当労働行為と認めることはできないとして、その申立てを棄却した。

【甲78～82】

③ 第1事件中労委命令が交付された後、20年11月に会社は、X2に初めて月1回の公出を依頼したが、通常残業（休日出勤以外の残業）は割り当てていない。本件において、X2の残業実績は別表2のとおりであり、

第2事件に引き続き、19年7月からの救済を求めている。組合は、第1事件都労委命令以降、会社に対して、X2が残業を希望していることを書面で明らかにし、21年6月には、東山田営業所長に対して、X2の休日出勤が少ないこと及び通常残業が全く付いていないことについて改善を求めた（後記7(3)②）。

【甲66,84】

(2) 申立人X3について

① X3は、昭和62年3月16日に東急電鉄に入社して、大橋営業所にバスの乗務員として配属され、平成14年9月16日、淡島営業所に異動、15年1月16日には、荏原営業所に異動となった。X3は分会結成当初からの組合員である。

【審査の全趣旨】

② X3は、13年5月当時、大橋営業所に勤務していたが、このころから残業の割当てがなくなると主張して、第1事件及び第2事件における都労委命令で救済されている。第1事件中労委命令では、会社に対して、X3へのバックペイが命ぜられた。さらに、第2事件都労委命令及び第2事件中労委命令でも、17年3月から19年6月までの期間の残業代の不利益分の支払いが命ぜられている。

【甲78～82】

③ X3は、20年6月、会社に対して「現在は火曜と水曜が公休だが、火曜日は親の面倒を見なければならないので、休日出勤は水曜日しかできない。それ以外はしない。」と公出について希望を伝えたことがあったが、その後は、曜日の指定をしていない。また、組合が、会社に対して提出した要求書において、残業希望者として名前が挙がっている（後記7(2)②）。

本件審査期間におけるX3の残業実績は別表2のとおりであり、第2事件に引き続き19年7月からの救済を求めている。20年3月以降、月1回程度の公出が割り当てられるようになった。

【甲51、2審p23,38】

(3) 申立人X4について

- ① X 4 は、昭和60年10月 1 日に東急電鉄に入社し、淡島営業所にバスの乗務員として配属され、平成16年 3 月16日、荏原営業所へ異動した。X 4 は、分会結成当初からの組合員である。

【審査の全趣旨】

- ② X 4 は、13年 3 月頃、淡島営業所に勤務していたが、刷込みダイヤなどが外されたことから救済を申し立て、第 1 事件及び第 2 事件における都労委命令で救済されている。第 1 事件中労委命令では、会社に対して、X 4 へのバックペイが命ぜられた。さらに第 2 事件都労委命令及び第 2 事件中労委命令でも、17年 3 月から19年 6 月までの期間の残業代の不利益分の支払いが命ぜられている。

【甲78～82】

- ③ 20年 3 月頃から、会社は、一部の組合員に公出を命ずるようになり X 4 に対しても、当該乗務日の 8 日前頃に公出を依頼することがあった。この頃、X 4 は、義父の見舞いの必要があり、交番表作成時（約 8 日前）に公出を頼まれても、依頼に応ずることができなかった。20年 3 月から21年 1 月までの X 4 の公出不実施 7 回のうち、2 回の理由が義父の見舞いであり、5 回は組合活動や私用を理由とするものである。X 4 の20年 1 月から22年 3 月までの各月間勤務予定表には、公出ラインの設定はない。

23年 5 月以降、X 4 は、公出ラインの設定はないものの、会社から依頼があれば、特別な事情のない限り公出の依頼に応じている。

【甲77の4～28, 94、乙 7, 25、1 審 p 19】

- ④ X 4 の残業実績は別表 2 のとおりであり、第 2 事件に引き続き19年 7 月からの救済を求めている。

【審査の全趣旨】

(4) 申立人 X 5 について

- ① X 5 は、7 年 3 月16日に会社に入り、大橋営業所に乗務員として配属され、12年11月16日、瀬田営業所に異動となった。13年11月16日には、大橋営業所に異動となり、14年 7 月16日、虹が丘営業所に異動となった。X 5 は、13年 2 月 5 日に組合に加入した。

【審査の全趣旨】

- ② X 5 は、組合加入後から残業割当てが減少したことから、第 1 事件及び第 2 事件で救済を求め、各都労委命令で救済されている。第 1 事件中労委命令では、会社に対して、X 5 へのバックペイが命ぜられた。さらに、第 2 事件都労委命令及び第 2 事件中労委命令でも、17年 3 月から 19 年 6 月までの期間の残業代の不利益分の支払いが命ぜられた。

【甲 78～82】

- ③ X 5 は、19年 7 月 8 日から残業の割当てを受け、20年 3 月までバス労組員と同程度の残業が付けられていたが、組合は、20年 4 月 14 日付「要求書及び団体交渉申入書」を会社に提出した後に、X 5 も残業時間を制限されるようになったとして、20年 5 月 29 日付けで会社に対し、抗議している（後記 7 (2)③）。

また、21年 7 月 15 日付けで、X 5 所属の虹が丘営業所長に、他の乗務員と同様に残業を割り当てるよう改善を求めたが、会社は、同月 24 日、「当社の営業所長は法人における一事業所長であり、組合からの要求を受ける主体ではありません。また、『使用者』でもありません。」、組合要求は、「すべて使用者である当社（具体的には本社管理部労務課）宛に文書で行って下さい。」と回答した（後記 7 (3)②）。

【甲 59, 67, 68, 69, 84, 93、乙 25】

- ④ X 5 の残業実績は別表 2 のとおりで、20年 4 月から 24年 1 月までの間、20時間を越えている月が 16 回あり、30時間を超える月は 3 回ある。組合員の中で唯一バス労組員と同様に残業実績はあるが、時間や内容において差別があるとして、20年 4 月からの救済を求めている。20年 4 月から 24年 1 月までの平均残業時間は、20年 4 月から 22年 10 月までは、差引残業及び入庫遅れを含み、約 16 時間であり、22年 11 月から 24年 1 月までは、差引残業及び入庫遅れを含まず、約 15 時間である。なお、23年 7 月から 9 月までの残業実績がないのは、病欠により残業は付けないよう申告したためである。

【甲 68、2 審 p 24、審査の全趣旨】

- (5) 申立人 X 6 について

- ① X 6 は、4年3月16日に会社に入り、大橋営業所に乗務員として配属され、14年7月16日には、東山田営業所に異動となった。X 6 は、13年2月に組合に加入した。X 6 と会社との関係は、X 6 が組合に加入して以降、乗務に関する指導、休暇取得時の所長の言動、バスカードの売上金計算ミスに関する会社の譴責処分などの問題が生じており、良好とは言い難い状況であった。

【審査の全趣旨】

- ② X 6 は、残業を希望していたが、組合加入後の13年5月から残業の割当てが減少し、東山田営業所に異動した後も同様の状況が続いた。第2事件都労委命令では、X 6 が、東山田営業所への異動後、当時のY 2 所長に対し、「何故、自分だけ増務させてもらえないのか。」と尋ねると、同所長は、「X 6 君たちの組合は、今、そのこと（増務問題）は本社と団交でやっているんだから、そっちでやってくれ。」と述べたことが認定されている。また、X 6 に公出の割当てはない。

組合は、21年6月26日付「休日出勤及び通常残業割り当てに関する要求書」を Y 3 東山田営業所長に提出し、X 6 の休日出勤・公出ライン及び通常残業を付けるよう求めた。これに対し、7月2日、会社は「当社の営業所長は法人における一事業所長であり、組合からの要求を受ける主体ではありません。また、『使用者』でもありません。」、組合要求は、「すべて使用者である当社（具体的には本社管理部労務課）宛に文書で行って下さい。」と回答した(後記7(3)②)。

【甲66, 67, 81, 82】

- ③ X 6 は、第1事件及び第2事件における都労委命令で救済されたが、第1事件中労委命令に対する行政訴訟において（東京地裁判決）、同人のバックペイには私傷病による欠勤期間が含まれていたことから、この部分についての命令は取り消された。（前記2(2)③④）。第2事件都労委命令及び第2事件中労委命令では、17年3月から19年6月までの期間の残業代の不利益分の支払いが命じられている。

【甲78～82、86, 88, 89】

- ④ X 6 の残業実績は別表2のとおりであり、第2事件に引き続き19年7

月からの救済を求めている。

【審査の全趣旨】

(6) 申立人 X 7 について

- ① X 7 は、昭和61年2月17日に東急電鉄に入社し、弦巻営業所にバスの乗務員として配属された。平成11年10月16日に大橋営業所に異動し、14年9月16日に荏原営業所に異動となった。組合には12年11月17日に加入した。

【審査の全趣旨】

- ② X 7 は、組合加入当時までの約4年間、残業を行っておらず、組合加入後の経済的な事情から、13年1月、残業を行う旨を申し出たが、第1事件では、救済の対象とならなかった。また、第2事件都労委命令では救済されたが、第2事件中労委命令では残業希望の意思が明確でないとして、不当労働行為の成立が否定された。

第2事件の東京地裁判決では、X 7 が、明確な形で増務の割当てを申し出ているのに会社の職制がそれを拒む言動を繰り返し、その態様に照らしても、会社の差別的意図を推認することができるとして、X 7 に対する不当労働行為の救済が認められた(前記2(3)③)。

【甲79, 80, 81, 82, 85, 90, 91】

- ③ 第1事件都労委命令後、組合は、会社に残業要求及び団体交渉を申し入れたが(後記7(1))、その中でX 7 は残業をする者として名前が挙がっている。また、X 7 は、荏原営業所に異動後、所属所長のY 4 所長及び後任のY 5 所長に、それぞれ残業が付いていない理由を尋ねたが、所長らは、残業は会社が命ずるもので誰に付ける、付けないは会社が決めることであると述べるだけで、残業が付いていない理由については答えることなく、X 7 には残業は付けられなかった。

20年4月1日、荏原営業所所属の組合員にも公出が割り当てられるようになったので、X 7 は、当時の所属所長であるY 6 所長に自分にも公出を割り当ててほしいと申し出て、また、組合も会社への4月14日付要求書においてX 7 を残業希望者として挙げ、7月以降、X 7 には、月1回程度の公出が付くようになった。ただし、月間勤務予定表には、公出ライン

は付いていない。

【甲85, 91】

- ④ X 7の残業実績は別表2のとおりであり、第2事件に引き続き19年7月からの救済を求めている。

【審査の全趣旨】

(7) 申立人X 8について

- ① X 8は、5年1月16日に会社に入り、荏原営業所に配属された。組合加入は、17年2月15日である。

【審査の全趣旨】

- ② X 8は、組合加入前は残業を行っていなかったが、第1事件都労委命令を機に残業を希望した。第2事件において、X 8は、差別の存在を主張する以前の残業実績の立証はなかったが、17年7月からの救済を求めた。当委員会は、X 8の残業割当てに関する不利益取扱いを認めたが、従来短時間しか残業を行っていない乗務員にまで、組合調査に基づく月平均残業時間数の割当てがあったものとして金銭的な救済を図ることには疑問が残るとしてバックペイは認めなかった。なお、第2事件中労委命令においては、X 8に係る不当労働行為の成立が否定された。

【甲81, 82】

- ③ 第1事件中労委命令が出された後、会社は、20年3月頃から、荏原営業所所属のX 7、X 8を除く組合員の一部にも、公出を割り当てるようになった。組合は、同年4月14日、X 7、X 8について残業の割当てがないことを指摘しつつ残業の要求を行い、X 7には、同年7月以降、公出が割り当てられるようになったが、X 8には公出も含めて残業は割り当てられなかった。

【甲51, 59、乙7】

- ④ X 8の残業実績は別表2のとおりであり、第2事件に引き続き19年7月からの救済を求めている。

【審査の全趣旨】

(8) 申立人X 9について

- ① X 9は、3年4月16日に東急電鉄に入社し、バスの乗務員として荏原

営業所に配属された。X 9 の組合加入は17年 3 月 6 日である。

【審査の全趣旨】

- ② X 9 は、入社の際、会社から月に平均で40時間から50時間の増務がある旨の説明を受け、組合加入の前後を問わず増務を希望し続けていた。

X 9 は、バス労組加入時には会社から電話などで増務の依頼を受け、毎月、一定の増務を行っていたが、組合加入後はこのような増務の依頼もなくなり、月間勤務予定表に表示があった公出も、交番表からは落ちるなどして実際には乗務することがなくなった。

X 9 は、組合加入と同時に公出が割り当てられなくなり、通常残業も減少したため、第 2 事件において、17年 4 月からの救済を求め、第 2 事件都労委命令及び第 2 事件中労委命令で救済が認められた。

【甲81, 82, 90, 92】

- ③ 20年の第 1 事件中労委命令が出てから、X 9 にも、月に一度、公出が付くようになったが、月間勤務予定表には公出の表示はなかった。

また、X 9 には、通常残業が月に一回 2 時間から 3 時間程度付いていたが、時間としては少ないものであり、組合は、残業を割当ての是正を求めたが改善されず（後記 7 (2)）、X 9 の通常残業時間は、組合加入前に比べて、加入後は半分以下になっている。

【甲51, 81, 92】

- ④ X 9 の通常の残業実績について、組合は、X 9 のデータが紛失したため、19年 7 月から21年 5 月までは、後記 6 . (1) の調査時における X 9 の通常残業の平均時間数 2.6 時間、同年 9 月から12月までは、2.7 時間を用いて、第 2 事件に引き続き19年 7 月からの救済を求めている。

【甲51、審査の全趣旨】

(9) 申立人 X 10 について

- ① X 10 は、2 年 6 月 16 日、東急電鉄に入社し、大橋営業所にバスの乗務員として配属され、14年 9 月 16 日、荏原営業所に異動となった。X 10 は、15年 3 月に組合に加入した。

【審査の全趣旨】

- ② X 10 は、組合加入後、月間勤務予定表に公出ラインが付かなくなった

ため、当時の所長に理由を尋ねるなどしたところ、再度公出ラインが付くようになった。しかし、実際には、勤務交番表の段階でこれが全て外された。15年4月以降、残業時間が減少したため、第2事件で救済を求め、第2事件都労委命令及び第2事件中労委命令では17年1月からの救済が認められた。

【甲81, 82, 84】

- ③ X10は、第1事件中労委命令が出された後、20年3月から、月1回程度公出が割り当てられるようになったが、月間勤務予定表に公出の表示はない。また、組合は、X10の残業希望を会社に示しているが（後記7(1)①②、同(2)②、同(3)②）、通常残業は割り当てられていない。

【甲76, 84】

- ④ X10の残業実績は別表2のとおりであり、第2事件に引き続き19年7月からの救済を求めている。

【審査の全趣旨】

(10) 申立人X11について

- ① X11は、5年1月16日に会社に入り、乗務員として、大橋営業所に配属され、14年7月16日、荏原営業所に異動となった。X11は、13年5月22日、組合に加入した。

【審査の全趣旨】

- ② X11は、入社後、残業を希望しておらず、第1事件都労委命令を機に残業要求をしたが、残業は割り当てられなかった。X11は、差別の存在を主張する以前の残業実績の立証はなかったが、第2事件において17年7月からの救済を求めた。当委員会は、X11の残業割当てに関する不利益取扱いを認めたが、従来短時間しか残業を行っていない乗務員にまで、月平均残業時間数の割当てがあったものとして金銭的な救済を図ることについては疑問が残るとして、バックペイは認めなかった。第2事件中労委命令では、不当労働行為の成立が否定された。

【甲81, 82】

- ③ 20年3月からX11には公出が割り当てられているが、希望している通常残業は割り当てられておらず、同人の残業実績は別表2のとおりであ

る。X11は、第2事件に引き続き19年7月からの救済を求めている。

【甲51, 59, 60, 乙7】

(11) 申立人X12について

① X12は、3年11月15日に会社に入り、乗務員として、荏原営業所に配属され、19年4月16日新羽営業所に異動となった。X12は、17年2月15日に組合に加入した。

【審査の全趣旨】

② X12は、組合加入以後、残業は行っていなかったが、その後、残業の必要が生じ、第1事件都労委命令を機に残業要求をしたものの、残業は割り当てられなかった。また、組合加入以前には、月間勤務予定表に公出ラインが付いていたが、加入後は、一切の残業がなくなった。X12は、第2事件において17年3月からの救済を求めた。第2事件都労委命令及び第2事件中労委命令は、X12の残業割当てに関する会社の不当労働行為の成立を認めたが、従来短時間しか残業を行っていない乗務員にまで、月平均残業時間数の割当てがあったものとして金銭的な救済を図ることについては疑問が残るとしてバックペイは認めなかった。

【甲81, 82】

③ 19年4月16日、X12は、新羽営業所へ異動となった後、公出と通常残業は一切割り当てられなかったため、残業は付かないと思っていたところ、11月19日に勤務交番表を確認すると、翌20日に急に残業が割り当てられていた。X12は、その日は用事があり残業ができないことをY7所長に伝え、割当てを外してもらったことになった。その際、X12は、Y7所長に「おれ、全部残なしにしておいて」との申告をした。この申告について、X12は、このような急な残業指示について、同期入社でもあるY7所長に冗談交じりに話したものであり、真意ではないとしている。その後、X12は、残業をできない日がある時は営業所の残無し台帳にその旨を記載し、それ以外は残業ができることを明らかにし、かつ、操車係に残業協力を申し出たが、再び一切残業が付かなくなった。

【甲95、乙16、1審p12, 61、2審p24, 25, 39】

④ X12の残業実績は別表2のとおりであり、第2事件に引き続き19年7

月からの救済を求めている。

【甲51, 59】

(12) 申立人 X13について

① X13は、2年11月16日に東急電鉄に入社し、荏原営業所にバスの乗務員として配属され、現在も同営業所に配属されている。X13は、18年1月15日、組合に加入した。

【審査の全趣旨】

② X13は、バス労組加入時には月間勤務予定表に公出が付いていたが、バス労組を脱退し組合に加入した後は付かなくなったので、第2事件において救済を求め、第2事件都労委命令及び第2事件中労委命令では、18年9月からの救済が認められた。

【甲56, 81, 82, 84】

③ 第1事件中労委命令が出された後、会社は、20年3月から、X13にも、公出を割り当てるようになったが、月に1回程度であり、同人は、通常残業も希望しているにもかかわらず、割り当てられていない。

【甲51, 59, 84, 乙7】

④ X13の残業実績は別表2のとおりであり、第2事件に引き続き19年7月からの救済を求めている。

【審査の全趣旨】

6 組合の残業調査等

組合は、第2事件において、荏原営業所における毎日の各乗務員の残業時間数を調査し、これに基づく乗務員一人当たりの月間平均残業時間数を算定する調査を行った。本件においても、21年6月から同年8月まで、荏原営業所において、同様の残業調査を行った。

【甲42～45, 51, 84】

(1) 荏原営業所における組合の残業調査

本件における組合の上記調査(以下「組合調査」という。)は、第2事件における残業調査同様、同営業所の当日実施される勤務交番表の1交番から5交番までの残業を調査している。

交番表は1から6交番までであるが、6交番は、年金を受給している乗

務員の交番であり、一か月の労働時間が90時間から120時間と定められ残業がないという取扱いであるため、調査対象から除かれている。荏原営業所に所属する個人申立人は8名（X3、X4、X7、X10、X8、X9、X11及びX13）である。

調査期間中の1から5交番までの総乗務員数は114名である。また、休日出勤（公出）残業時間とそれ以外の残業時間（通常残業）を分けて集計を行っている。

① 6月1日から30日までの残業調査結果

一か月間の総残業時間は2,426時間32分で、全乗務員のうち残業を行った者は組合員を含む96名である。

通常残業（休日出勤以外の残業）の総時間数は、1,377時間3分で、残業を行った人数は90名（個人申立人1名を含む）、平均時間は15時間18分であった。個人申立人1名の残業時間数は2時間28分であり、これを除いた89名で、総残業時間数1,374時間35分、一人平均15時間27分であった。

休日出勤の総残業時間は1,049時間29分で、残業を行った人数は82名（個人申立人6名を含む）、平均時間は12時間48分であった。個人申立人6名の総残業時間数は43時間09分であり、これを除いた76名で、総残業時間数1,006時間20分、一人平均13時間14分であった。

いずれかの残業（あるいは両方とも）を行った個人申立人6名の残業時間45時間37分を除いた総残業時間数は2,380時間55分である。

② 7月1日から31日までの残業調査結果

一か月間の総残業時間は2,061時間51分で、全乗務員のうち、残業を行った者は申立人組合員を含む93名である。

通常残業の総時間数は、1,223時間8分で、残業を行った人数は85名（個人申立人2名を含む）、平均時間は14時間23分であった。個人申立人2名の残業時間数は3時間22分であり、これを除いた83名で、総残業時間数1,219時間46分、一人平均14時間42分であった。

休日出勤の総残業時間は838時間43分で、残業を行った人数は77名（個人申立人7名を含む）、平均時間は10時間54分であった。個人申立人7

名の総残業時間数は46時間31分であり、これを除いた70名で、総残業時間数は792時間12分、一人平均11時間19分であった。

いずれかの残業(あるいは両方とも)を行った個人申立人7名の残業時間49時間53分を除いた総残業時間数は2,011時間58分である。

③ 8月1日から31日までの残業調査結果

一か月の総残業時間は2,498時間36分で、全乗務員のうち、残業を行った者は個人申立人1名を含む94名である。

通常残業の総時間数は、1564時間15分で、残業を行った人数は88名(申立人組合員1名を含む)、平均時間は17時間47分であった。個人申立人1名の残業時間数は2時間28分であり、これを除いた87名で、総残業時間数1,561時間47分、一人平均17時間57分であった。

休日出勤の総残業時間は934時間21分で、残業を行った人数は74名(個人申立人4名を含む)で平均時間は12時間38分であった。申立人組合員4名の総残業時間数は26時間11分であり、これを除いた70名では、総残業時間数は908時間10分、一人平均12時間58分であった。

いずれかの残業(あるいは両方とも)を行った個人申立人4名の残業時間28時間39分を除いた総残業時間数は2,469時間57分である。

④ 21年6月から8月までの3か月の平均残業時間について

上記調査では、残業時間に予備、運行予備、代車運行、増強、燃料、会議などの残業も含んだ計算となっているが、差引残業及び入庫遅れは含んでいない。

組合は、組合調査の結果に基づき、組合員を除いた乗務員の一人当たりの一か月の平均通常残業時間数を16時間2分、同様に、平均休日出勤残業時間を12時間30分と算定している。

【甲51,84,1審p23~27】

(2) 組合員の残業実績時間について

- ① 会社は、当委員会の組合員の残業に関する資料の求めに対して、19年12月から22年3月までの28か月間における、会社に通知のあった組合員18名の残業実績表を提出した。それによると、通常残業時間と休日出勤時間との合計時間が月20時間を超えたのは、バス労組員と同様の残業実

績のあるX5を除くと、X7、X9及びX2がそれぞれ1回のみであり、X5を除いて、月30時間以上の残業を行った者はいない。また、この間の組合員の一人当たりの月平均残業時間は、X3、X4ら少ない者で5時間を少し超える程度、多い者では、X5が17時間、X9が約13時間であり、X7、X10、X11ら3名は10時間を超えている。

組合の調査期間に対応する21年6月から8月までにおける荏原営業所に属する組合員10名の残業状況では、20時間を超えて残業を行った者は1人もいない。但し、残業時間には差引残業及び入庫遅れが含まれる。

【会社準備書面4別紙、2審p49～50】

- ② 組合は、救済内容として、本件審査対象期間におけるX2ら12名の不利益分の請求額一覧を提出したが、それには、各人が実際に割り当てられた休日出勤時間数及び通常残業実績（差引残業及び入庫遅れを含まない）が個人別、月毎に記載されている。

この残業実績を基に本件審査期間におけるX2ら12名の残業実績表として作成したのが別表2である。ただし、組合の提出したX5のデータは、給与明細を基に作成したものであり、差引残業及び入庫遅れの時間を含んでいる。また、X9については、前記5(8)④のとおり、データ紛失のため、組合の実績を用いることはできず、後記第3.3(2)⑤のとおりとした。

【審査の全趣旨】

- (3) 会社集計による残業時間分布等

- ① 会社は、当委員会の各営業所の月間平均残業時間に関する釈明に対して、20年、21年及び22年の各年の6月から8月までの3か月間、8営業所（荏原、新羽、虹が丘、東山田、目黒、池上、川崎、青葉台）の実際の乗務員残業時間分布を提出した（以下「会社集計」という）。

下表は、会社集計より、組合調査と同期間である21年6月から8月までの間のX2ら12名が在籍していた各営業所の残業時間分布を抜粋した表である。なお、比較のため、上記(2)①の当該期間における組合員の残業実績を除いた乗務員の残業時間分布とした。

【乙9】

表 各営業所の組合員を除いた乗務員の残業時間分布

(単位：人)

| 営業所 | 年 月 | 在籍人員 | 10時間 未満 | 10～20 時間 | 20～30 時間 | 30時間 以上 |
|-----|--------|------|------------|-------------|-------------|------------|
| 荏原 | 21年6月分 | 103 | 16 | 17 | 13(13%) | 57(55%) |
| | 7月分 | 103 | 20 | 18 | 27(26%) | 38(37%) |
| | 8月分 | 102 | 17 | 18 | 17(17%) | 50(49%) |
| 新羽 | 21年6月分 | 188 | 23 | 14 | 26(14%) | 125(67%) |
| | 7月分 | 188 | 30 | 23 | 30(16%) | 105(56%) |
| | 8月分 | 194 | 33 | 29 | 26(13%) | 106(55%) |
| 虹が丘 | 21年6月分 | 184 | 22 | 33 | 26(14%) | 103(56%) |
| | 7月分 | 184 | 29 | 36 | 38(21%) | 81(44%) |
| | 8月分 | 190 | 35 | 35 | 43(23%) | 77(41%) |
| 東山田 | 21年6月分 | 103 | 5 | 9 | 22(21%) | 67(65%) |
| | 7月分 | 103 | 7 | 12 | 24(23%) | 60(58%) |
| | 8月分 | 106 | 10 | 21 | 22(21%) | 53(50%) |

注1 ()内は各月の在籍人員に占める割合である。

② 表によると、21年6月から8月までの3か月間のX2ら12名のいる営業所（荏原、新羽、虹が丘及び東山田営業所）の組合員を除いた乗務員の残業状況は、30時間以上の残業を行った者の割合は、37%から67%であり、20時間以上の残業を行った者を合わせた割合は、いずれの営業所でも60%を超えている。

③ 表と同時期(21年6月から8月まで)におけるX2ら12名が在籍していない池上、川崎、青葉台、目黒の各営業所について、会社集計によれば、各営業所において、30時間以上の残業を行った乗務員の割合をみると(6月から8月までの3か月間の月平均を計算)、池上営業所で53%、川崎営業所で59%、青葉台営業所で58%、目黒営業所で50%と、概ね5割の乗務員が30時間以上の増務を行っていた。また、同様に、20時間以上の増務を行った乗務員の割合をみると、池上営業所で73%、川崎営業

所で77%、青葉台営業所で81%、目黒営業所で71%と、7割を超える乗務員が20時間以上の増務を行っていた。

【乙9】

- ④ 19年1月から21年1月までの間、会社が集計した荏原営業所の「月平均残業時間と個人別残業時間との比較」によれば、同営業所の月平均残業時間は、最小で23.2時間（19年1月）、最大で34.9時間（20年9月）であり、月平均残業時間が25時間から35時間の範囲に属する月が全体の8割を超えていた（差引残業及び在庫遅れを含む。）

【甲48の1～48の16、乙3,5の1～3、2審p55～56】

7 前件事件命令後の会社の対応

(1) 第1事件都労委命令後本件申立てまでの残業問題と会社の対応

- ① 第1事件について、17年6月9日付けで、当委員会は、組合員に残業を割り当てるに当たって他の乗務員と差別して取り扱ってはならない等を命ずる救済命令を発した。

組合は、これに基づき、6月21日付けで会社に対し、団体交渉を申し入れた。残業については、残業を希望する分会員の氏名（X11、X4、X3、X9、X12、X10、X15、X8、X7、X6、X2及びX5）を挙げて残業を割り当てるよう要求をした。

これに対し、会社は、残業（増務）について、6月28日付けで「時間外勤務は会社が必要に応じて業務命令として行うものであり、分会員であるか否かを問わず、必要に応じて残業を命じている。差別等はない。なお、本件については貴組合が申し立てた不当労働行為取消命令事件^(ママ)の最終確定を待って対応する。」と回答した。

【甲52,53】

- ② 組合は、11月25日付けで再度「残業についての要求および団体交渉申入書」を提出した。この申入れでは、この時期、X10には例外的に分会加入後2年9か月振りに残業が付いたが、他の組合員は依然として残業から外されているとして、残業希望者の氏名（X11、X4、X3、X9、X10、X15、X8、X7、X6、X2及びX5）を明記して、会社に対して残業の割当ての根拠と見解を求めた。

これに対して、会社は、「残業は営業所ごとに必要に応じて個別的に会社が命じるものであり、分会員であるか否かは関係ない。・・・そもそも分会員であるか否かを問わず、残業は本人の希望があれば実現するというものではない。・・・また、東京都労働委員会の命令に対しては、当社のみならず貴労組も中央労働委員会に再審査申立をしているところであり、この最終確定を待って対応することを申し添える。」として、この件に関する団体交渉に応じなかった。

【甲54, 55】

- ③ 会社が、18年1月15日付けで組合に加入したX13について、バス労組を脱退すると同時に月間勤務予定表にそれまであった公出ラインを付けなくなった(前記5(12))ことから、組合は、2月23日付けで「再度残業についての要求書」を提出し、改めて、残業希望者の氏名(X11、X4、X3、X9、X12、X10、X15、X13、X8、X7、X6、X2及びX5)を明記し、差別なく残業の割当てを行うように要求をしたが、会社からの回答はなかった。

【甲56, 84】

- ④ 第1事件都労委命令後、第2事件に引き続いて残業差別があるとして、20年12月15日、組合らは、19年7月以降の残業差別について本件不当労働行為救済申立てを行った。

(2) 第1事件中労委命令後の残業問題と会社の対応

- ① 20年1月30日、中労委は、第1事件について、残業差別の禁止とともに、バックペイも命じた。第1事件中労委命令が発せられたことで、組合は、同年2月8日付けで、会社との紛争を解決するため、団体交渉の申入れを行ったが、会社は、「中央労働委員会の命令が確定した後、対応いたします。」と回答し、団体交渉を拒否した。

【甲57, 58】

- ② 20年3月以降、会社は、第1事件中労委命令後、残業を希望している一部の分会員に公出に限り割当てを行うようになった。しかし、組合は、会社が、残業を希望していないX16に公出を割り当てる一方で、X7、X8、X6、X2、X12には割り当てていないこと(X7及びX2にはそ

の後公出が付くようになった)、また、月間勤務予定表に公出ラインも設けないまま、組合員には個別に公出を依頼していることなどが、バス労組員乗務員との差別的な取扱いであるとして是正を求めて、残業希望者の氏名(X11、X4、X3、X9、X12、X10、X15、X13、X8、X7、X6、X2及びX5)を明記して4月14日付けで、再度団体交渉を申し入れた。

これに対して会社は、4月21日付けで、17年6月28日付けの回答(前記(1)①)と同様の回答をした。

【甲59, 60, 84】

- ③ 上記会社回答を受け、組合は、会社に対し、4月30日付けで「再団体交渉申入書」により団体交渉を申し入れた。この申入書には、組合員が第1事件の残業差別救済申立てを行ってから約7年半の間、一貫して残業を希望しても割り当てられていない状況は意図的なものとしか理解できない旨記載されていた。これに対して、5月8日、会社は、4月21日付会社回答のとおりであると回答した。

組合は、5月29日付けで、会社の差別意思が、この一連の要求書のやり取りにおいて以前と全く変わっていないこと、したがって、会社が荏原営業所の一部の組合員に対して休日出勤残業を付け始めたことについても、「巧妙に残業差別を隠す意図のものと考えざるを得ない。」こと、また、虹が丘営業所のX5について、組合が上記②4月14日付け申入れを行なった後、残業が外されるようになったとして、会社の残業差別に対して、「抗議文」を本社に送付した。

【甲60, 61, 62, 63】

- ④ 会社は、前記2(2)④の最高裁決定後、組合からの23年10月24日付「最高裁判所決定に伴う要求書」及び11月8日付「団体交渉追加議題申入書」を受けて11月30日に団体交渉を行っているが、12月22日付けで、第1事件事中労委命令主文の第1項に関して、「(1)時間外勤務は会社が必要に応じて業務命令として行うものであり、分会員であるか否かを問わず、業務上の必要に応じて適宜残業を命じるものである。(2)基本交番表の記載方法を変更する予定はない。なお、必要に応じて月間勤務予定表に

休日出勤(公出)を記載する。(3)その他の要求については応じられない。」と回答した。

【乙21～23】

(3) 第2事件都労委命令後の残業問題と会社の対応

- ① 20年10月1日、当委員会は、第2事件について、一部救済命令を発した(前記2(3)①)。組合は、10月6日付けで「申し入れ書」を本社に送付して残業差別の撤廃とこれまでの中労委及び都労委命令で命ぜられた金銭の支払いを求めたが、会社は、10月15日付けで「東京都労働委員会の命令が確定した後、対応いたします。」と回答した。

【甲64, 65】

- ② 組合は、残業の申入れ及び要求を本社に書面で提出をしても改善がされないとの認識のもとに、21年6月26日付けで荏原営業所(X3ら8名が所属している)、東山田営業所(X6及びX2所属)の所長宛に、また、7月15日付けで新羽営業所(X12所属)、虹が丘営業所(X5所属)の所長宛に「休日出勤及び通常残業割り当てに関する要求書」を送付した。要求内容の概要は、それぞれ所属する組合員らに公出ラインが付いていない者については導入すること、休日出勤及び通常残業差別の改善と各所長からの書面による回答であった。

これに対して、会社は、7月2日付及び7月24日付本社管理部労務課長名で、「当社の営業所長は法人における一事業所長であり、組合からの要求を受ける主体ではありません。また、『使用者』でもありません。」、組合要求は、「すべて使用者である当社(具体的には本社管理部労務課)宛に文書で行って下さい。」と回答した。

【甲64, 66～69, 84】

(4) その他の労使関係について

会社の各営業所には、バス労組の支部があり、バス労組員の労働条件等について、支部役員と営業所長等とで随時職場協議を行っているが、その中でも営業推進委員会(三・五役会議と呼ぶ営業所もある)では、ダイヤや乗務員の勤務について営業所長とバス労組支部長や担当者が協議を行い決定している。組合がバス労組同様に所長らとの協議を求めても、所長

らは、本社からの指示で一切協議はするなど言われている、また、協議したい事項があるならば団体交渉で話すようになどとしてこれを拒否している。

【甲84、1審p14、審査の全趣旨】

第3 判 断

1 手続的理由による却下を求める会社の主張について

(1) 被申立人会社の主張

- ① 本件救済申立ては、第1事件及び第2事件における申立内容と同一の申立てであり、二重申立てに当たるため却下されるべきである。
- ② 本件は20年12月15日付けで申し立てられたものであり、本件救済申立て第2項の個人組合員に係る金銭救済のうち、上記申立日から1年遡った日より前の期間に係るものは労働組合法第27条第2項の除斥期間に抵触することが明らかであるから、却下されるべきである。

(2) 当委員会の判断

- ① 第1事件は、X2ら7名の組合員に対する17年2月までの間の増務割当ての差別が申立事実とされている(第2.2(2)①)。また、第2事件では、第1事件から引き続き救済を申し立てているX2ら6名及び新たに申立てをしたX9ら7名の合計13名について、17年3月から(新たに申し立てたX10は、15年4月から)19年6月までの期間における増務割当ての差別について申し立てていた(第2.2(3)①)。本件では、第2事件結審後も差別が継続しているとの主張から、19年7月以降の救済を求めて、組合及びX2ら12名が申し立てており、不当労働行為を構成する具体的事実が前件事件と本件とでは、明白に異なるのであるから、二重申立てであるとの会社の主張は失当である。
- ② 組合の主張に基づく各申立人組合員の残業代不利益分の請求は、19年7月25日から救済命令のなされる月まで毎月25日限りであるが(第1.2(2))、本件救済申立日は20年12月15日であり、労働組合法第27条第2項及び労働委員会規則第33条第1項第3号に基づき、不当労働行為救済の対象となる行為は、申立ての1年前である19年12月15日以降となる。したがって、組合らが救済を求める不利益分のうち19年7月25日から11

月25日までの請求に係る申立ては却下を免れない。

2 残業割当てにおける差別について

(1) 申立人組合らの主張

① 会社の各営業所においては、バス乗務員が相当な時間の残業（増務）を行っており、これが乗務員の賃金の一部として重要なものとなっている。会社が、残業を希望する組合員に、残業の割当てをしないことは、組合員らの家計に打撃を与える不利益取扱いである。

② X 2ら12名に対する残業差別状況は、第2事件で救済を求めた期間（17年3月から19年6月）経過後も、何ら変化はなかった。

第2事件は20年1月22日に結審したが、同月31日、第1事件中労委命令が出され、会社に対し、改めて将来にわたる残業差別の禁止を命ずるとともに、一部組合員について、バックペイを命じた。組合は、これを受けて団体交渉を申し入れたが、会社は、第1事件中労委命令が確定した後に対応するとして、応じなかった。

また、20年10月1日、第2事件都労委命令が出され、将来の残業差別を禁ずるとともに、会社に対し、バックペイを命じた。組合は、これを受けて、改めて残業差別の解消を要求したが、会社は、第2事件都労委命令が確定した後に対応すると回答した。

③ 20年3月から一部組合員に対し、公出が割り当てられるようになっていたが、その回数や時間数は営業所の平均時間に及ばないものであり、また、通常残業（公出以外の残業）は割り当てられていない。

荏原営業所における組合調査の結果に基づく同営業所に属する個人申立人8名の残業時間数は、残業なしが10時間未満に集中しており、残業回数をみても、通常残業はほとんど割り当てられておらず、公出の回数では0回ないし1回と割当回数の下位の方に集中している。

なお、X 5は、19年7月8日から残業の割当てを受け20年3月までバス労組員と同程度の残業が付けられていたが、組合が同年4月14日付「要求書及び団体交渉申入書」を会社に提出した後の4月30日、本来、6時間30分の残業が付く位置なのに外されていたり、5月以降、短時間の残業になり、特に休日出勤は以前と比べて短いダイヤが付けられるよ

うになった。

以上、一部組合員に残業が割り当てられているとはいえ、会社には依然として、残業差別が残存している。

- ④ 不利益分の算定方法としては、一部では残業が割り当てられていることから、組合が調査した荏原営業所における残業調査の結果における営業所平均残業時間数と実際にX2ら12名に割り当てられた残業時間数の差をもって差別された残業時間として算定すべきである（ただし、X5については、直近の残業実績が判明しているのものでそれとの差によるべきである）。

(2) 被申立人会社の主張

- ①ア 組合らは準備書面（7）において従前の主張を変え、「残業差別」とは「残業時間の差別」ではなく「残業発生事由の差別」と主張している。すなわち、総残業時間の多寡とは関係なく、特定の発生事由による残業を割り当てられないことが差別に当たるというのである。とすれば、組合らは「差別の対象である」とする特定の残業（残業事由）を与えられないという事態がなぜ組合員に対する不利益に当たるとのかにつき合理的な主張をし、また、「差別の対象である」とする残業の割当てにつき、過去に組合員が非組合員（他の組合員）との比較において差別されたという事実の立証をすべきである。

イ 会社は、「公出」について組合員にも割り当てているのであるから、結果として組合員側がこれを断ったとしても、それは組合員の都合によるものであり、会社が差別行為をしたといわれる筋合いはない。そもそも、差別になり得ない。

ウ このように、「残業の発生事由」に関する差別があるという組合らの主張は全く的外れなものであり、会社における残業割当てが組合らに対する不利益取扱い又は支配介入には当たらないことは明らかである。

- ② 本件における残業差別とは、残業事由の差別であるという申立てである以上、残業「時間」については云々する必要もないこととなるが、念のため、組合らの従前の主張（残業の発生事由を問わず、単に残業時間

の多寡をもって差別があるとの主張) について反論する。

ア 残業割当ての仕組み自体が正当なものであること

会社における乗務員の残業は「勤務交番表」作成段階で初めて指示されることになる。この残業指示は各営業所に複数名（新羽営業所では6名）配置されている操車係が、その都度、改善基準等を踏まえた裁量によって適宜に行っている。したがって、時間的にも人員配置的にも、操車係者が全乗務員の残業時間が同一になるよう調整する余地はない。その結果、残業が多い乗務員と少ない乗務員が混在するのは当然であるし、同じ乗務員でも月によって残業時間にばらつきが出ることも、営業所を超えた比較などできないということも当然である。また、営業所間での残業時間の調整も行っていない。

イ バス労組員との比較

二つの組合間において差別があるというためには、当然のことながら、比較する両組合の構成要素が同一であることが必要である（大量観察方式における均一性の要件）。

本件の場合、バス労組員は約1,100名、組合員は十数名であり、上記の構成人数比は（1,100名対十数名の）100対1にもものぼる比率であるから、この構成人数だけをみても両組合に均一性がないことは明白であり、比較の前提を欠いていることになる。よって、人数比が100倍にもものぼる均一性のない両組合間で、両組合員の残業平均値をもって比較することも誤りであり、組合員と乗務員全体の平均値を比較するのも誤りである。

また、組合が主張する残業時間の「平均ないし平均値」の議論については、平均値なるものが必然的に「結果」に過ぎず、1年後になって個々の組合員について1年間の平均値に達していないから差別があったと主張されても、会社としては1年前に遡って具体的措置を採るということができないのであるから、結局は無意味、無価値なのである。

ウ 以上、会社における残業割当ての仕組みは正当なものであり、組合らに対する不利益取扱い又は支配介入の不当労働行為には当たらない

い。

(3) 当委員会の判断

① 残業の種類と割当てについて

ア 会社の残業には、代務、付きダイヤ、公出(休日出勤)、入庫遅れ、差引残業(はみ出し時分)などがある(第2.3(2)③④、同4(1)ないし(5))。

このうち、入庫遅れ及び差引残業については、乗務員の希望の有無を問わず、また、組合員であるかどうかに関わらず、割り当てられる残業である。

イ 会社による19年12月から22年3月までの組合員残業実績調査(第2.6(2)①)には、入庫遅れ及び差引残業という組合員にも生ずる残業時間が含まれ、組合が残業割当てがないとする期間においても、組合員には、公出以外の事由に基づく残業実績時間が付いている。また、公出についても、20年3月以降、組合員にも割り当てられるようになっていた(第2.4(3)②)。

ウ 会社は、組合らが、特定の発生事由による残業を割り当てられないことが差別に当たると主張するならば、「差別の対象である」とする特定の残業(残業事由)を与えられないという事態がなぜ組合員に対する不利益に当たるのかにつき合理的な主張をし、また、「差別の対象である」とする残業の割当てにつき、過去に組合員が非組合員(他の組合員)との比較において差別されたという事実の立証をすべきであると主張する。

しかしながら、審査の全趣旨によれば、組合らの主張は、残業を希望する組合員に残業の割当てがなく、組合員でない乗務員に比べて収入上の不利益が生じているというものであり、残業発生事由に関する主張は、前記ア、イのとおり、差引残業及び入庫遅れという残業が、乗務員の希望の有無を問わず、また、組合員であるかどうかに関わらず、乗務員全員に割り当てられており、それ以外の残業が希望する組合員には依然として割り当てられていないという主張にすぎない。すなわち、全員に付く可能性のある残業を別として、それ以外の残業の

割当てがないことから、結果として残業時間に差別があるとすることで、特定の残業が割り当てられないから差別であると主張を変えたものとは認められず、会社の主張には理由がない。

② 残業時間の格差について

ア 会社集計による21年6月から8月までの3か月間において、X2ら12名が在籍していた営業所ごとにみると、月30時間以上の残業を行っている乗務員は37%から67%であり、20時間以上の残業を行った乗務員は、いずれの営業所でも60%を超えている（第2.6(3)②）。8名の個人申立人がいる荏原営業所においても、37%から55%の乗務員が月30時間以上の残業を行っており、月20時間以上の残業を行っている乗務員は、63%から68%に達している（第2.6(3)①表）。

組合員が在籍していない各営業所においては、この間、概ね5割程度の乗務員が月30時間以上の残業を行い、7割を超える乗務員が月20時間以上の残業を行っている（第2.6(3)③）。

また、19年1月から21年1月までの会社の荏原営業所における調査によると、月平均残業時間は最小で23.2時間、最大で34.9時間であり、月平均残業時間が25時間から35時間の範囲に属する月が全体の8割を超えている。（第2.6(3)④）。

イ これに対して、X2ら12名の残業実績についてみると、19年12月から22年3月までの28か月間において、バス労組員と同様の残業実績があったX5を除いて、月30時間以上の残業を行った者は一人も存在せず、月20時間を超えたのも、X7、X9及びX2が行ったそれぞれ1回に過ぎない（第2.6(2)①）。X5を除くX2ら11名の平均残業時間は、5時間ないし13時間であるが（第2.6(2)①）、上記アのとおり、組合員のいる各営業所において、月30時間以上の残業を行っている乗務員は3割ないし6割おり、20時間以上の残業を行った乗務員も6割を超える。それに比べて、X2ら11名の平均残業時間は半分程度にすぎない。

また、上記アの会社調査によると、19年1月から21年1月までの荏原営業所における月平均残業時間は、最小で23.2時間、最大で34.9時

間であるところ、X 2ら11名らのうち8名は、19年12月から22年3月までの28か月において、月残業時間は20時間を超えたことがなく、X 7、X 9、X 2についても20時間を超えたのは僅か1回あるだけに過ぎない。また、その個々の月平均残業時間は、少ない者で5時間強が数名、X 7、X 10、X 11ら3名は10時間強、X 9が13時間と、20時間よりもはるかに短いものであり、荏原営業所の月平均残業時間と比較して有意かつ不自然な格差が認められる。

ウ 会社は、残業の割当ての仕組みは正当であり、残業が多い乗務員と少ない乗務員が混在するのは当然であるし、組合員は十数名にすぎないのであるから、組合員の残業時間と全体の乗務員の平均残業時間を比較することに意味はないと主張する。

しかしながら、上記ア、イのとおり、組合員の残業時間と組合員以外の残業時間とでは大きな差があること、組合員が在籍していない各営業所においては、21年6月から8月までの3か月間において、概ね5割程度の乗務員が月30時間以上の残業を行い、7割を超える乗務員が月20時間以上の残業を行っていたこと（第2.6(3)③）は、偶然の結果であるとみることは到底できない。したがって、組合員の残業時間とバス労組乗務員全体の残業時間には、有意かつ不自然な格差が認められる。

エ なお、会社は、営業所間の残業の調整は行っておらず、営業所を超えた残業差別の比較などできないと主張する。しかしながら第2.6(3)②③のとおり、各営業所の月20時間以上残業を行った乗務員の在籍者数に占める割合は、各営業所の間で、大きな差異はみられない。

したがって、営業所間の調整を示す明らかな事実はないとしても、異なる営業所間での平均残業時間を比較することに意味がないとはいえない。

オ また、バス労組は、営業所長と日常的に職場協議を行っており（第2.7(4)）、各営業所では、残業についてもバス労組員の希望等や都合について柔軟に対応していたことが推測される。これに対して、格差があると主張する組合が協議を求めても、営業所長らは協議したい

事項があるならば団体交渉で話すようになどとしてこれに応じず、残業時間の格差は、組合差別の故ではないかとの疑いが生ずる。

③ 残業の割当てにおける差別について

ア 残業の割当ての仕組みは、希望や都合を考慮し、所定労働時間などを考慮しながら勤務交番表に示され、実際の割当ては営業所の操車係によって行われ、その際には会社も自認するように操車係の裁量が認められている（第2.3(2)⑦⑧）。会社は、時間的にも人員配置的にも、操車係が全乗務員の残業時間が同一になるよう調整する余地はないと主張する。確かに、全乗務員の残業時間が常に一定になるように調整することは至難であるといえる。しかしながら、そのことが直ちに格差の存在を正当化するものでないことは前記判断のとおりである。

イ 第1事件都労委命令後、17年6月21日付けで、組合は、残業希望者に残業をさせるよう要求し、団体交渉を申し入れたが、同年、6月28日付けで、会社は、「時間外勤務は会社が必要に応じて業務命令として行うものであり、分会員であるか否かを問わず、必要に応じて残業を命じている。差別等はない。なお、本件については貴組合が申し立てた不当労働行為^(ママ)取消命令事件の最終確定を待つて対応する。」などとして団体交渉を拒否した（第2.7(1)①②）。

その後、20年1月30日、第1事件中労委命令が発せられたことで、組合は、同年2月8日付けで、団体交渉の申入れを行ったが、会社は、「中央労働委員会の命令が確定した後、対応いたします。」と回答し、団体交渉を拒否した（第2.7(2)①）。さらに、公出の割当てについても、組合員らは、第1事件中労委命令後、20年4月14日付けで、残業希望者を明記して差別的な取扱いの是正を求め、団体交渉を申し入れたが、4月21日付けで、会社は、17年6月28日付けの回答と同様に回答し、団体交渉を拒否し（第2.7(2)②）、その後も組合の申入れに対し、会社は、17年6月28日付けの回答と同様に回答し、団体交渉を拒否した（同③）。

20年10月1日の第2事件都労委命令交付後、組合は、10月6日付け

で、本社に「申し入れ書」を送付し、残業差別の撤廃とこれまでの中労委及び都労委命令で命ぜられた金銭の支払いを求めたが、会社は、10月15日付けで「東京都労働委員会の命令が確定した後、対応いたします。」と回答した（第2．7(3)①）。さらに、改善がなされていないとして、組合は、組合員の残業希望を明らかにし、公出の割当てをするよう組合員の所属営業所長に要求したところ（第2．7(3)②）、これに対して、会社は、営業所長らに残業割当ての権限があるにもかかわらず（同3(1)②、同(2)⑦)、「営業所長は法人における一事業所長であり、組合からの要求を受ける主体ではありません。また、『使用者』でもありません。」、組合要求は、「すべて使用者である当社（具体的には本社管理部労務課）宛に文書で行って下さい。」と回答した（同7(3)②）のみである。

23年9月30日付最高裁決定により、第1事件中労委命令が確定した後も、会社は、団体交渉において、時間外勤務は会社が必要に応じて業務命令として行うものであり、分会員であるか否かを問わず、業務上の必要に応じて適宜残業を命ずるものであると回答した（第2．7(2)④）。

これらの会社の対応をみると、会社は、第1事件都労委命令や第1事件中労委命令及びこれに係る裁判所の一連の判決並びに第2事件都労委命令が出されても、「残業差別はない。」との見解を一切変えておらず、組合員に対する従前の差別的取扱いが本件においても存続することが推認されるどころ、これを覆すに足りる事実、つまり、個別の組合員について、残業時間が組合員以外の乗務員と比べて顕著に少ないことの合理的な理由が何ら疎明されていないのであるから、上記アと併せ考慮すれば、操車係や営業所長が本社又は上層部の意向に沿って、組合員にあえて残業をさせないような運用をしているものとみざるを得ない。

ウ なお、会社は、公出を割り当てているから差別がないというが、組合員への割当ては、月に1回程度であるのに対して、組合員以外の乗務員では、月2回程度の割当てのある者が3、4割程度いる（第2．

4 (3)②⑤)。組合員の公出回数と組合員以外の乗務員全体の公出回数の差は1回程度に過ぎないが、休日出勤であるため、出勤日の全部が残業となり、6時間以上の残業となることが多く(第2.4(3)⑤⑥)、また、残業時間に占める公出の割合が高くなったこと(同⑥)からすると、公出について差別がないとまでみることはできない。

また、会社は、実際に公出を割り当てても組合員がこれを断っており、したがって、会社が割り当てなかったのは不当な差別ではないと主張する。しかしながら、バス労組員は、月間勤務予定表に公出(休出)ラインの表示があり、休日出勤をするか、休暇を取るのか、少なくとも1か月前には予定を把握することができる(第2.3(2)⑥、同4(3)①④)。

一方、組合員には、月間勤務予定表に公出ラインが示されず、乗務の7日前頃に初めて勤務交番表に掲示されるなど(第2.3(2)⑦、同4(3)③、同5(3)(6)(9)(11))、公出ライン提示において、既に取り扱いに差異があり、そのことが組合員があらかじめ公出を踏まえた予定を立てることを困難にし、公出の割当てを断らざるを得ない事態を招いていることが窺える。したがって組合員が公出の依頼に応じていない事例があることをもって、割当ての仕組みは正当であって差別はないとする会社の主張は採用することができない。

④ X 2ら12名に対する残業割当ての差別の有無について

前記②③で判断したとおり、残業割当てについては、組合差別的運用が推認され、また、分会結成時から、会社と組合との間は、激しい対立が存在したこと(第2.2)が認められる。そこで、残業時間の格差は組合差別によるものと推認されるどころ、かかる推認を覆すような事情が存するか否かを、以下X 2ら12名について個別に検討する。

ア X 2、X 3、X 4、X 10及びX 13について

X 2、X 3、X 4、X 10及びX 13(以下X 2ら5名という)については、残業を希望しているにもかかわらず、その残業実績は前記②で判断したとおり、組合員以外の乗務員に比べて大きな差がある。

また、会社は、X 2ら5名に対して20年3月以降、公出を割り当て

るようになったが（第2. 4 (3)②）、いずれも月1回程度である。

X 2ら5名に対する前件事件に引き続く会社の対応は、残業の是正を求める組合の要求及び団体交渉の申入れに対して、前記③で判断したとおり、第1事件及び第2事件の命令等の確定を待って対応すると回答し、残業の割当てについて権限のある営業所長に対する要求に対しては、「組合からの要求を受ける主体ではありません。また、『使用者』でもありません。」と回答するなど、団体交渉を拒否している。また、組合員の月間勤務予定表には公出ラインを表示しないまま、急な残業依頼を行うなど、いずれも組合員に対する差別的意図の存在を窺わせるものであるところ、会社は、残業割当ての仕組みは正当なものであると主張するのみで、具体的に残業を割り当てていないことの合理的な説明を行っているとはいえない。

イ X 6及びX12について

(ア) X 6について

X 6は、13年2月の組合加入以降、会社との関係は良好とはいえず（第2. 5 (5)①）、むしろ、X 6が残業の割当てがないことについて、会社に理由を尋ねたところ、会社は、「X 6君たちの組合は、今、そのことは本社と団交でやっているんだから、そっちでやってくれ。」と述べるなど会社の組合嫌悪の状況がみてとれる（同5 (5)②）。X 6は、残業を希望していたが、全員に割り当てられている残業以外、公出も含めて割当てがなく、会社は、割当てがないことについて合理的な説明は行っていない（第2. 5 (5)②）。

(イ) X12について

X12が、19年11月の残業拒否に関して、同期である Y 7新羽営業所長に冗談交じりに「おれ全部残なしにしておいて」と伝えた（第2. 5 (11)③）ことは、残業を行わないとの明らかな意思表示であり、X12が同期に対する親密感から冗談交じりの話であると受け取ってもらえると思ったとしても、組合の不当労働行為救済申立てなど紛争が続いていた時期であり、会社が、申告以後の残業を断る意思表示であると受け取ったのは無理からぬことである。

しかしながら、X12は、その後、自ら営業所の残無し台帳に残業の可否を記入し、かつ、操車係にも残業を行う希望を申し出ている（第2.5(11)③）。また、組合も団交要求時に名前を明らかにして残業の希望を申し出ており（第2.7(2)②）、会社営業所にもX12の残業希望は明らかになっていると考え得ることからすれば、少なくとも、組合が、残業希望者として会社に対して、X12の名前を挙げて要求した20年4月以降は、会社が、X12には残業する意思がないと判断する理由は見当たらない。

(ウ) 以上のとおり、会社は、X6の取扱いについて、公出及び通常残業の割当てがないことについての十分な説明を行っておらず、X12の残業希望が明らかになった後も残業割当てについて考慮をしていない。

ウ X8及びX11について

X8及びX11は、会社入社時は残業を希望しておらず、組合加入後に残業要求したものの残業の割当てではなく、第2事件において17年7月からの救済を求めていた（第2.5(7)②、同(10)②）。当委員会は、X8及びX11について、短時間しか残業を行っていないとして金銭的な救済は否定したものの、残業が割り当てられていないことについての不利益取扱いは認めた。なお、中労委においては不当労働行為の成立が否定された（第2.5(7)②、同(10)②）。

X8には、公出も含めて残業割当てがなく、X11には、20年3月より、公出が割り当てられるようになったものの、通常残業の割当てはない（第2.5(7)③、同(10)③）。組合は、X8及びX11の残業の希望があることを明らかにした上で、残業実績を基にX8の通常残業及び公出の割当て並びにX11の通常残業の割当てを要求したが、これに対して、会社は、X8及びX11には割当てを行っていないことの合理的な説明を行っていない（同7(1)、同(2)②）。

エ X7について

(ア) X7は、第1事件では、救済の対象とならず、また、第2事件都労委命令では救済されたが、第1事件中労委命令では、救済を認めら

れなかった。しかしながら、第2事件の東京地裁判決（24年1月27日付）では、会社の差別的意図を推認することができるとして、X7に対する不当労働行為の救済が認められた（第2.5(6)②）。

- (イ) 第1事件都労委命令後、組合は、会社に残業要求及び団体交渉を申し入れたが、その中でX7は残業を希望する者として名前を挙げられており、X7も、荏原営業所に異動後も、残業の希望を明確にしていたが、通常残業は割り当てられていない（第2.5(6)③）。公出については、20年7月以降、X7にも、月1回程度の公出が付くようになったが、組合員でない従業員に比べて、回数や時間には差がある（第2.5(6)③④）。そして、会社は、通常の割当てがないこと、公出の割当てに差があることについて、その合理的な理由を説明していない（第2.7(2)(3)）。

オ X9について

X9は、17年3月の組合加入後は、加入前と比べ、交番表から公出の表示が付かなくなり、通常残業も半分以下となったため、第2事件において救済を申し立て、第2事件都労委命令及び同中労委命令で救済を認められ、月に1回公出が付くようになったが、月間勤務予定表には公出の表示はなかった（第2.5(8)②③）。

また、通常残業は割り当てられているが、19年12月から22年3月までの28か月間において、通常残業時間と休日出勤時間との合計時間が月20時間を超えたのは1回のみであり、この間の差引残業及び入庫遅れを含む月平均残業時間は約13時間であって（第2.6(2)①）、会社の残業分布上からも、組合員を除く乗務員の平均残業時間より少ないものと推認される（第2.6(3)①②）。

組合は、20年4月14日付要求書において、残業希望者としてX9の名前を挙げ、残業を割り当てるよう要求したが（第2.7(2)）、割当ての改善はなかった（同5(8)③）。そして、会社は、割り当てないことの合理的な理由を十分説明していない（第2.7(2)(3)）。

カ X5について

組合らは、20年4月14日付「要求書及び団体交渉申入書」を会社に

提出した直後の勤務交番表において、X 5 が、本来、6 時間30分の残業が付く位置なのに外されたこと、また、5 月以降は、短いダイヤの残業を中心に割り当てられるなど、20年 4 月以降、残業差別があると主張する。

しかしながら、X 5 は、19年 7 月から20年 3 月まで、組合員の中で唯一、バス労組員と同程度の残業が付けられており（第 2. 5 (4)③）、20年 4 月以降、24年 1 月までの残業実績をみても、20時間を越えている月が16回あり、30時間を超える月は 3 回ある（同④）。

また、第 2. 5 (4)④のとおり、20年 4 月から22年10月までの X 5 の平均残業時間は約16時間（差引残業及び入庫遅れを含む）であり、21年 6 月から 8 月までの会社集計による虹が丘営業所の組合員以外の従業員残業分布と比較すると少ないほうであるが（第 2. 6 (3)）、22年11月以降の差引残業及び入庫遅れを含まない平均残業時間は、約15時間であり、23年 7 月から 9 月までの 3 か月間は自ら残業を付けないよう申告するなど残業割当てがない月もあって（同 5 (4)④）、残業を希望した月だけでみると平均残業時間はさらに上がることが推認される。

以上の点からすると、X 5 の残業時間は、組合員を除く乗務員の残業時間と比較して大きな差があるとは認められず、X 5 に対する会社の対応が残業差別であると認めるのは困難である。

⑤ 不当労働行為の成否

以上のとおり、本件における残業状況をみると、組合員らと他の乗務員との間には、有意かつ不自然な格差が認められること、分会結成時から会社と組合との間に厳しい対立が存在すること（第 2. 2）を併せ考慮すれば、X 5 を除く X 2 ら11名に対して、他の乗務員と比較して少ない残業しか割り当てなかった会社の行為は、組合員であることを理由とした不利益取扱いに該当するとともに、組合の弱体化を企図した支配介入にも該当する。

3 救済方法について

(1) 組合員に生ずる不利益について

本件は、X 2ら12名の残業差別に関して、第2事件に引き続いて、生じた不利益の救済を求めている事件である。第2事件都労委命令では、X 3ら9名の組合加入時期の前後において残業時間の不自然な格差が認められ、不利益が生じているとしてバックペイの支払いを命じている。これと比較したとき、本件では、分会結成時(12年10月)から結審時(24年3月)まで10年以上経ていること、及び無作為に残業を割り当てているという会社の主張を前提とし、組合員の残業時間もまた、他の乗務員の平均残業時間と同じ程度になるとみられることを併せ考えれば、X 5を除くX 2ら11名に生じている不利益は、組合加入前と加入後と比較した差によるよりも、他の乗務員が平均的に割り当てられ乗務している残業時間との差によるものであるとみることができる。

(2) 不利益分の算定について

① 救済を求める不利益分の請求額について、組合は、荏原営業所における通常残業と休日出勤残業とに分けて、組合員以外の者の通常平均残業時間を16時間、同様に休日出勤平均残業時間12時間30分とし(第2. 6(1)④)、X 2ら12名の不利益分としては、16時間と各人の通常実績の差額及び12時間30分と休日残業の差額を合計したものを請求するとしている。

しかしながら、各営業所において、残業の希望者は、月々で固定しているわけではないし、希望人数も明らかでない。また、残業時間がゼロとなっている者でも、残業を希望していないとは限らない。公出とそれ以外の残業を併せて希望している者もいれば、いずれか一方のみの希望者もあり、その人数は明らかでない。

そうすると、会社における残業時間が、全ダイヤの運行を実施するために、所定労働時間総数との関係で生ずるものであることからすれば、組合員の残業時間の不利益分は、具体的に生ずる総残業時間から組合員を除いて算出した乗務員の平均残業時間数と組合員の残業実績との差と考えるのが相当である。

② 第2. 6(1)①から③のとおり、荏原営業所における組合調査によると、各月の組合員を除いた乗務員の総残業時間数(差引残業及び入庫遅

れを含まない)は、6月が2,380時間55分、7月が2,011時間58分、8月
が2,469時間57分である。組合員10名を除いた乗務員数は、会社集計に
よると、6月及び7月が103名、8月が102名であり、それぞれの平均残
業時間数は、23時間7分、19時間32分及び24時間13分となり、この3か
月間の平均残業時間数は22時間17分(約22.25時間)である。

- ③ 上記②の荏原営業所における組合調査については、3か月間という短
い期間の調査にすぎず、また、荏原営業所を除く他の営業所の残業時間
の詳細については、会社集計による各営業所ごとの乗務員の残業時間分
布状況が明らかになっているだけである(第2.6(3)①)。

しかしながら、組合調査は、乗務員の平均残業時間数を調査する方法
として、組合員が交番表を確認し、3か月間とはいえ、毎日の各乗務員
の残業時間を調査したものであり(第2.6(1))、営業所の残業の実態
を明らかにしたものと見える。一方、会社は、組合員個人の残業実績に
ついては明らかにしたものの、乗務員の平均残業時間数については、組
合らのいう平均値なるものが必然的に「結果」にすぎず、1年後になっ
て個々の組合員について1年間の平均値に達していないから差別があ
ったと主張されても、会社としては1年前に遡って具体的措置を採ると
いうことができないのであるから、結局は、平均を論ずることは無意味、
無価値であると主張するのみで、各営業所の乗務員の平均残業時間は明
らかにせず、残業時間分布状況を示したにすぎなかったといえる。

したがって、組合員を除いた乗務員の平均残業時間数については、よ
り残業実態に即した組合調査に基づいて算出した平均残業時間22時間
17分(約22.25時間)を用いることとする。

- ④ 19年1月から21年1月までの会社が集計した荏原営業所の「月平均残
業時間と個人別残業時間との比較」によれば、同営業所の月平均残業時
間は、最小で23.2時間(19年1月)、最大で34.9時間(20年9月)であ
り、月平均残業時間が25時間から35時間の範囲に属する月が全体の8割
を超えていたこと(第2.6(3)④)、そして、この会社集計には差引残
業及び入庫遅れが含まれていたことを考慮しても、平均残業時間22.25
時間は、会社集計の平均残業時間を明らかに下回る数値であるといえる。

さらに、第2.6(2)①②のとおり、会社と組合とは、それぞれ、差引残業及び入庫遅れを含むか含まないかを基準として、組合員の残業実績を計算しているが、19年12月から22年3月までのX5及びX9を除くX2ら10名の残業実績について、両者の差を求めることによって、差引残業及び入庫遅れの平均時間を算出することができる。この時間は約5.5時間である。なお、X5の残業時間は、差引残業及び入庫遅れを含み(第2.5(4)④)、また、X9の実際の残業時間は、組合のデータでは一部不明であり(同(8)④)、会社集計によるデータだけであるので算出根拠から除く。この時間数を22.25時間に加えると、差引残業及び入庫遅れを含んだ平均残業時間は約27時間43分(27.75時間)となる。これを、残業時間分布表と比較すると、第2.6(3)②③のとおり、30時間以上の残業を行ったのは、組合員のいる営業所で37%から67%であり、組合員のいない営業所では概ね5割を超えている。また、20時間を超えて残業を行ったのは、組合員のいる営業所で6割を超え、組合員のいない営業所では、7割を超えているのであるから、差引残業及び入庫遅れを含む平均残業時間27時間43分は、各営業所の残業分布状況と大きく異なることはなく、したがって、組合員を除いた乗務員の差引残業及び入庫遅れを含まない22時間17分(22.25時間)を、不利益分の計算において平均残業時間として用いることは差し支えないといえる。

- ⑤ X9の不利益分の算定は、データの不明な期間のうち、19年12月から21年5月まで及び同年9月から12月までについて、会社の残業実績表(第2.6(2)①)から差引残業及び入庫遅れの平均時間5.5時間を差し引いた時間を残業実績とし、21年6月から8月まで及び22年1月から24年1月までは組合が示した残業実績(同②)によることとする。
- ⑥ 次に、荏原営業所以外の東山田営業所のX2、X6及び新羽営業所のX12(以下「X12ら3名」という。)の不利益分の算定方法が問題となる。

会社集計による東山田営業所の残業時間分布をみると、30時間を超える残業を行った者は50%から65%おり、また、新羽営業所では、55%から67%であり(第2.6(3)①表)、差引残業及び入庫遅れを含む27時間

43分は、平均残業時間として会社の残業時間分布と大きく異なることはない。したがって、両営業所の組合員を除いた乗務員の差引残業及び入庫遅れを含まない22時間17分をそれぞれの平均残業時間として差し支えなく、X12ら3名の不利益分についても、荏原営業所のX3ら8名と同様に算定することとする。

- ⑦ 以上のとおり、X2ら11名の不利益分の救済額は、上記22.25時間と実際に割り当てられた各人の残業時間数との差をもって不利益となる時間数とし、別表1の額を支払額とするのが相当であり、本件の救済としては、主文第1項ないし第3項のとおり命ずることとする。

第4 法律上の根拠

以上の次第であるから、本件申立てのうち、19年12月15日以降、会社が、X3、X2、X6、X4、X7、X9、X10、X12、X8、X11及びX13に対し、残業扱いとなる乗務（増務）を割り当てるに当たって、他の乗務員と異なる取扱いをしたことは、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当するが、その余の事実は、同法同条に該当しない。

よって、労働組合法第27条の12及び労働委員会規則第43条並びに同法第27条第2項及び同規則第33条第1項第3号を適用して、主文のとおり命令する。

平成25年2月19日

東京都労働委員会

会長 荒木尚志

支払額

別表1-1

| 年 | 月 | X3 | X4 | X7 | X9 | X10 | X13 | X8 |
|----|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | 支払額 | 支払額 | 支払額 | 支払額 | 支払額 | 支払額 | 支払額 |
| 19 | 12 | 62,278 | 63,390 | 64,191 | 27,448 | 56,515 | 56,560 | 49,284 |
| 20 | 1 | 62,278 | 63,390 | 64,191 | 51,295 | 56,515 | 56,560 | 49,284 |
| | 2 | 62,278 | 63,390 | 64,191 | 47,320 | 56,515 | 56,560 | 49,284 |
| | 3 | 43,804 | 63,390 | 64,191 | 34,900 | 22,479 | 38,511 | 49,284 |
| | 4 | 62,456 | 43,855 | 64,369 | 34,320 | 38,663 | 38,693 | 49,551 |
| | 5 | 62,456 | 63,568 | 64,369 | 35,318 | 40,449 | 56,827 | 49,551 |
| | 6 | 62,456 | 63,568 | 64,369 | 29,578 | 39,428 | 41,247 | 49,551 |
| | 7 | 62,812 | 63,924 | 45,526 | 40,318 | 39,932 | 57,183 | 49,729 |
| | 8 | 44,180 | 43,813 | 42,908 | 38,308 | 40,189 | 57,183 | 49,729 |
| | 9 | 62,812 | 63,924 | 64,725 | 17,710 | 41,730 | 57,183 | 49,729 |
| | 10 | 62,812 | 44,675 | 24,581 | 34,038 | 37,364 | 38,936 | 49,729 |
| | 11 | 62,812 | 63,924 | 44,362 | 34,540 | 39,932 | 38,679 | 49,729 |
| | 12 | 62,812 | 63,924 | 45,817 | 42,578 | 40,446 | 57,183 | 49,729 |
| 21 | 1 | 62,812 | 63,924 | 44,362 | 45,593 | 39,162 | 40,478 | 49,729 |
| | 2 | 62,812 | 63,924 | 43,199 | 42,830 | 40,189 | 57,183 | 49,729 |
| | 3 | 62,812 | 63,924 | 45,817 | 34,540 | 57,138 | 57,183 | 49,729 |
| | 4 | 62,990 | 64,102 | 44,484 | 38,239 | 38,829 | 57,450 | 49,996 |
| | 5 | 62,990 | 64,102 | 44,484 | 37,986 | 41,409 | 38,859 | 49,996 |
| | 6 | 42,323 | 64,102 | 43,026 | 31,929 | 40,893 | 39,117 | 49,996 |
| | 7 | 41,139 | 43,935 | 45,438 | 33,147 | 42,441 | 40,919 | 50,241 |
| | 8 | 63,346 | 64,102 | 46,909 | 32,385 | 39,861 | 41,958 | 50,241 |
| | 9 | 42,278 | 64,102 | 43,968 | 44,069 | 39,861 | 38,061 | 50,241 |
| | 10 | 63,346 | 64,102 | 43,380 | 36,449 | 40,119 | 39,620 | 50,241 |
| | 11 | 63,346 | 64,102 | 45,438 | 37,973 | 57,405 | 42,477 | 50,241 |
| | 12 | 63,346 | 45,664 | 43,968 | 38,481 | 39,603 | 39,360 | 50,241 |
| 22 | 1 | 63,346 | 64,102 | 44,262 | 33,147 | 57,405 | 57,806 | 50,241 |
| | 2 | 43,417 | 64,102 | 45,438 | 32,893 | 40,377 | 57,806 | 50,241 |
| | 3 | 63,346 | 64,102 | 44,556 | 32,893 | 39,861 | 38,580 | 50,241 |
| | 4 | 63,524 | 64,280 | 65,615 | 56,782 | 57,672 | 58,073 | 50,508 |
| | 5 | 63,524 | 64,280 | 65,615 | 56,782 | 57,672 | 58,073 | 50,508 |
| | 6 | 63,524 | 64,280 | 43,793 | 38,918 | 57,672 | 58,073 | 50,508 |
| | 7 | 63,880 | 42,613 | 45,933 | 39,676 | 57,939 | 39,259 | 50,797 |
| | 8 | 63,880 | 64,280 | 66,149 | 39,932 | 57,939 | 58,429 | 50,797 |
| | 9 | 63,880 | 64,280 | 66,149 | 39,676 | 57,939 | 39,259 | 50,797 |
| | 10 | 63,880 | 64,280 | 66,149 | 40,189 | 57,939 | 58,429 | 50,797 |
| | 11 | 43,496 | 64,280 | 66,149 | 57,138 | 37,107 | 38,471 | 50,797 |
| | 12 | 63,880 | 64,280 | 43,852 | 38,392 | 38,930 | 58,429 | 50,797 |
| 23 | 1 | 45,218 | 64,280 | 66,149 | 38,648 | 57,939 | 58,429 | 50,797 |
| | 2 | 41,486 | 64,280 | 44,744 | 38,392 | 39,971 | 58,429 | 50,797 |
| | 3 | 45,218 | 64,280 | 46,527 | 38,648 | 57,939 | 58,429 | 50,797 |
| | 4 | 45,344 | 64,458 | 66,350 | 38,313 | 58,206 | 58,607 | 51,064 |
| | 5 | 41,602 | 64,458 | 44,283 | 29,541 | 41,202 | 58,607 | 51,064 |
| | 6 | 45,344 | 64,458 | 45,774 | 35,733 | 58,206 | 58,607 | 51,064 |
| | 7 | 64,414 | 64,458 | 66,884 | 37,512 | 39,875 | 58,963 | 51,353 |
| | 8 | 45,886 | 45,048 | 47,645 | 57,761 | 39,875 | 58,963 | 51,353 |
| | 9 | 42,991 | 52,291 | 47,345 | 40,108 | 40,928 | 58,963 | 51,353 |
| | 10 | 44,149 | 64,458 | 45,541 | 40,108 | 40,664 | 47,833 | 51,353 |
| | 11 | 45,886 | 52,291 | 47,345 | 19,600 | 39,085 | 58,963 | 51,353 |
| | 12 | 45,017 | 64,458 | 46,743 | 0 | 39,612 | 58,963 | 51,353 |
| 24 | 1 | 64,414 | 64,458 | 26,904 | 32,839 | 32,242 | 58,963 | 51,353 |
| 合計 | | 2,810,324 | 3,041,666 | 2,558,158 | 1,874,912 | 2,271,265 | 2,557,357 | 2,516,853 |

支払額は残業単価に残業時間を乗じて得た数字を四捨五入した。

支払額

別表1-2

| 年 | 月 | X11 支払額 | X6 支払額 | X2 支払額 | X12 支払額 |
|----|----|------------|-----------|-----------|------------|
| 19 | 12 | 48,305 | 49,640 | 60965 | 0 |
| 20 | 1 | 48,305 | 49,640 | 60965 | 0 |
| | 2 | 48,305 | 49,640 | 60965 | 0 |
| | 3 | 33,759 | 49,640 | 60965 | 0 |
| | 4 | 48,572 | 49,907 | 61143 | 51,153 |
| | 5 | 48,572 | 49,907 | 61143 | 51,153 |
| | 6 | 34,382 | 49,907 | 61143 | 51,153 |
| | 7 | 48,750 | 50,085 | 61499 | 51,331 |
| | 8 | 32,536 | 50,085 | 61499 | 51,331 |
| | 9 | 32,098 | 50,085 | 61499 | 51,331 |
| | 10 | 32,975 | 50,085 | 61499 | 51,331 |
| | 11 | 33,194 | 50,085 | 32477 | 51,331 |
| | 12 | 33,413 | 50,085 | 61499 | 51,331 |
| 21 | 1 | 34,070 | 50,085 | 61499 | 51,331 |
| | 2 | 34,508 | 50,085 | 34688 | 51,331 |
| | 3 | 34,070 | 50,085 | 61499 | 51,331 |
| | 4 | 32,935 | 50,352 | 29799 | 51,598 |
| | 5 | 35,578 | 50,352 | 41441 | 51,598 |
| | 6 | 32,054 | 50,352 | 29799 | 51,598 |
| | 7 | 34,665 | 50,597 | 35268 | 51,820 |
| | 8 | 49,284 | 50,597 | 62033 | 51,820 |
| | 9 | 34,886 | 50,597 | 62033 | 51,820 |
| | 10 | 49,284 | 50,597 | 34711 | 51,820 |
| | 11 | 32,450 | 50,597 | 62033 | 51,820 |
| | 12 | 34,000 | 50,597 | 62033 | 51,820 |
| 22 | 1 | 34,000 | 50,597 | 42796 | 51,820 |
| | 2 | 49,284 | 50,597 | 62033 | 51,820 |
| | 3 | 49,284 | 50,597 | 62033 | 51,820 |
| | 4 | 49,551 | 50,864 | 43757 | 52,087 |
| | 5 | 49,551 | 50,864 | 62211 | 52,087 |
| | 6 | 49,551 | 50,864 | 62211 | 52,087 |
| | 7 | 49,862 | 51,153 | 62567 | 52,377 |
| | 8 | 33,503 | 51,153 | 62567 | 52,377 |
| | 9 | 33,951 | 51,153 | 62567 | 52,377 |
| | 10 | 49,862 | 51,153 | 62567 | 52,377 |
| | 11 | 33,503 | 51,153 | 62567 | 52,377 |
| | 12 | 32,831 | 51,153 | 62567 | 52,377 |
| 23 | 1 | 34,623 | 51,153 | 62567 | 52,377 |
| | 2 | 35,072 | 51,153 | 62567 | 52,377 |
| | 3 | 35,296 | 51,153 | 62567 | 52,377 |
| | 4 | 33,006 | 51,420 | 62745 | 52,555 |
| | 5 | 50,129 | 51,420 | 62745 | 52,555 |
| | 6 | 36,386 | 51,420 | 62745 | 52,555 |
| | 7 | 35,479 | 51,709 | 63101 | 52,911 |
| | 8 | 35,705 | 51,709 | 63101 | 52,911 |
| | 9 | 33,665 | 51,709 | 63101 | 52,911 |
| | 10 | 35,252 | 51,709 | 34741 | 52,911 |
| | 11 | 25,957 | 51,709 | 63101 | 52,911 |
| | 12 | 33,212 | 51,709 | 63101 | 52,911 |
| 24 | 1 | 33,212 | 51,709 | 63101 | 52,911 |
| 合計 | | 1,932,674 | 2,534,653 | 2,843,824 | 2,392,298 |

支払額は残業単価に残業時間を乗じて得た数字を四捨五入した。

残業単価表

(円)

| 年 | 月 | X3 | X4 | X7 | X9 | X10 | X13 |
|----|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 19 | 12 | 2,799 | 2,849 | 2,885 | 2,484 | 2,540 | 2,542 |
| 20 | 4 | 2,807 | 2,857 | 2,893 | 2,496 | 2,552 | 2,554 |
| 20 | 7 | 2,823 | 2,873 | 2,909 | 2,512 | 2,568 | 2,570 |
| 21 | 4 | 2,831 | 2,881 | 2,917 | 2,524 | 2,580 | 2,582 |
| 21 | 7 | 2,847 | 2,881 | 2,941 | 2,540 | 2,580 | 2,598 |
| 22 | 4 | 2,855 | 2,889 | 2,949 | 2,552 | 2,592 | 2,610 |
| 22 | 7 | 2,871 | 2,889 | 2,973 | 2,568 | 2,604 | 2,626 |
| 23 | 4 | 2,879 | 2,897 | 2,982 | 2,580 | 2,616 | 2,634 |
| 23 | 7 | 2,895 | 2,897 | 3,006 | 2,596 | 2,632 | 2,650 |

| 年 | 月 | X8 | X11 | X6 | X2 | X12 |
|----|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 19 | 12 | 2,215 | 2,171 | 2,231 | 2,740 | |
| 20 | 4 | 2,227 | 2,183 | 2,243 | 2,748 | 2,299 |
| 20 | 7 | 2,235 | 2,191 | 2,251 | 2,764 | 2,307 |
| 21 | 4 | 2,247 | 2,203 | 2,263 | 2,772 | 2,319 |
| 21 | 7 | 2,258 | 2,215 | 2,274 | 2,788 | 2,329 |
| 22 | 4 | 2,270 | 2,227 | 2,286 | 2,796 | 2,341 |
| 22 | 7 | 2,283 | 2,241 | 2,299 | 2,812 | 2,354 |
| 23 | 4 | 2,295 | 2,253 | 2,311 | 2,820 | 2,362 |
| 23 | 7 | 2,308 | 2,267 | 2,324 | 2,836 | 2,378 |

残業実績表

別表2-1

| 年 | 月 | X3 | | X4 | | X7 | | X9 | | X10 | | |
|-------|----|----|-------|-----|------|-----|-------|----|-------|------|-------|------|
| | | 所属 | 残業実績 | 所属 | 残業実績 | 所属 | 残業実績 | 所属 | 残業実績 | 所属 | 残業実績 | |
| 19 | 7 | 荏原 | 0 | 荏原 | 0 | 荏原 | 0 | 荏原 | — | 荏原 | 0 | |
| | 8 | | 0 | | 0 | | 0 | | — | | 0 | |
| | 9 | | 0 | | 0 | | 0 | | — | | 0 | |
| | 10 | | 0 | | 0 | | 0 | | — | | 0 | |
| | 11 | | 0 | | 0 | | 0 | | — | | 0 | |
| | 12 | | 0 | | 0 | | 0 | | 11.2 | | 0 | |
| | 20 | 1 | | 0 | | 0 | | 0 | | 1.6 | | 0 |
| | | 2 | | 0 | | 0 | | 0 | | 3.2 | | 0 |
| | | 3 | | 6.6 | | 0 | | 0 | | 8.2 | | 13.4 |
| | | 4 | | 0 | | 6.9 | | 0 | | 8.5 | | 7.1 |
| | | 5 | | 0 | | 0 | | 0 | | 8.1 | | 6.4 |
| | | 6 | | 0 | | 0 | | 0 | | 10.4 | | 6.8 |
| 7 | | | 0 | | 0 | | 6.6 | | 6.2 | | 6.7 | |
| 8 | | | 6.6 | | 7 | | 7.5 | | 7 | | 6.6 | |
| 9 | | | 0 | | 0 | | 0 | | 15.2 | | 6 | |
| 10 | | | 0 | | 6.7 | | 13.8 | | 8.7 | | 7.7 | |
| 11 | | | 0 | | 0 | | 7 | | 8.5 | | 6.7 | |
| 12 | | | 0 | | 0 | | 6.5 | | 5.3 | | 6.5 | |
| 21 | 1 | | 0 | | 0 | | 7 | | 4.1 | | 7 | |
| | 2 | | 0 | | 0 | | 7.4 | | 5.2 | | 6.6 | |
| | 3 | | 0 | | 0 | | 6.5 | | 8.5 | | 0 | |
| | 4 | | 0 | | 0 | | 7 | | 7.1 | | 7.2 | |
| | 5 | | 0 | | 0 | | 7 | | 7.2 | | 6.2 | |
| | 6 | | 7.3 | | 0 | | 7.5 | | 9.6 | | 6.4 | |
| | 7 | | 7.8 | | 7 | | 6.8 | | 9.2 | | 5.8 | |
| | 8 | | 0 | | 0 | | 6.3 | | 9.5 | | 6.8 | |
| | 9 | | 7.4 | | 0 | | 7.3 | | 4.9 | | 6.8 | |
| | 10 | | 0 | | 0 | | 7.5 | | 7.9 | | 6.7 | |
| | 11 | | 0 | | 0 | | 6.8 | | 7.3 | | 0 | |
| | 12 | | 0 | | 6.4 | | 7.3 | | 7.1 | | 6.9 | |
| 22 | 1 | | 0 | | 0 | | 7.2 | | 9.2 | | 0 | |
| | 2 | | 7 | | 0 | | 6.8 | | 9.3 | | 6.6 | |
| | 3 | | 0 | | 0 | | 7.1 | | 9.3 | | 6.8 | |
| | 4 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| | 5 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| | 6 | | 0 | | 0 | | 7.4 | | 7 | | 0 | |
| | 7 | | 0 | | 7.5 | | 6.8 | | 6.8 | | 0 | |
| | 8 | | 0 | | 0 | | 0 | | 6.7 | | 0 | |
| | 9 | | 0 | | 0 | | 0 | | 6.8 | | 0 | |
| | 10 | | 0 | | 0 | | 0 | | 6.6 | | 0 | |
| | 11 | | 7.1 | | 0 | | 0 | | 0 | | 8 | |
| | 12 | | 0 | | 0 | | 7.5 | | 7.3 | | 7.3 | |
| 23 | 1 | | 6.5 | | 0 | | 0 | | 7.2 | | 0 | |
| | 2 | | 7.8 | | 0 | | 7.2 | | 7.3 | | 6.9 | |
| | 3 | | 6.5 | | 0 | | 6.6 | | 7.2 | | 0 | |
| | 4 | | 6.5 | | 0 | | 0 | | 7.4 | | 0 | |
| | 5 | | 7.8 | | 0 | | 7.4 | | 10.8 | | 6.5 | |
| | 6 | | 6.5 | | 0 | | 6.9 | | 8.4 | | 0 | |
| | 7 | | 0 | | 0 | | 0 | | 7.8 | | 7.1 | |
| | 8 | | 6.4 | | 6.7 | | 6.4 | | 0 | | 7.1 | |
| | 9 | | 7.4 | | 4.2 | | 6.5 | | 6.8 | | 6.7 | |
| | 10 | | 7 | | 0 | | 7.1 | | 6.8 | | 6.8 | |
| | 11 | | 6.4 | | 4.2 | | 6.5 | | 14.7 | | 7.4 | |
| | 12 | | 6.7 | | 0 | | 6.7 | | 30.5 | | 7.2 | |
| 24 | 1 | | 0 | | 0 | | 13.3 | | 9.6 | | 10 | |
| | 合計 | | 125.3 | | 56.6 | | 243.2 | | 383.2 | | 234.7 | |
| 月平均時間 | | | 2.3 | | 1.0 | | 4.4 | | 7.7 | | 4.3 | |

注1 残業実績は通常残業と休日出勤(公出)の時間を合計した時間である。

注2 月平均時間は残業総時間を審査対象期間55か月で割った時間である。X9は、実績の明らかな50か月で割った時間である。

残業実績表

別表2-2

| 年 | 月 | X13 | | X8 | | X11 | | X6 | | |
|-------|----|-----|-------|-----|------|-----|-------|-----|------|---|
| | | 所属 | 残業実績 | 所属 | 残業実績 | 所属 | 残業実績 | 所属 | 残業実績 | |
| 19 | 7 | 荏原 | 0 | 荏原 | 0 | 荏原 | 0 | 東山田 | 0 | |
| | 8 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| | 9 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| | 10 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| | 11 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| | 12 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| | 20 | 1 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 |
| | | 2 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 |
| | | 3 | | 7.1 | | 0 | | 6.7 | | 0 |
| | | 4 | | 7.1 | | 0 | | 0 | | 0 |
| | | 5 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 |
| | | 6 | | 6.1 | | 0 | | 6.5 | | 0 |
| 7 | | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 8 | | | 0 | | 0 | | 7.4 | | 0 | |
| 9 | | | 0 | | 0 | | 7.6 | | 0 | |
| 10 | | | 7.1 | | 0 | | 7.2 | | 0 | |
| 11 | | | 7.2 | | 0 | | 7.1 | | 0 | |
| 12 | | | 0 | | 0 | | 7 | | 0 | |
| 21 | 1 | | 6.5 | | 0 | | 6.7 | | 0 | |
| | 2 | | 0 | | 0 | | 6.5 | | 0 | |
| | 3 | | 0 | | 0 | | 6.7 | | 0 | |
| | 4 | | 0 | | 0 | | 7.3 | | 0 | |
| | 5 | | 7.2 | | 0 | | 6.1 | | 0 | |
| | 6 | | 7.1 | | 0 | | 7.7 | | 0 | |
| | 7 | | 6.5 | | 0 | | 6.6 | | 0 | |
| | 8 | | 6.1 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| | 9 | | 7.6 | | 0 | | 6.5 | | 0 | |
| | 10 | | 7 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| | 11 | | 5.9 | | 0 | | 7.6 | | 0 | |
| | 12 | | 7.1 | | 0 | | 6.9 | | 0 | |
| 22 | 1 | | 0 | | 0 | | 6.9 | | 0 | |
| | 2 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| | 3 | | 7.4 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| | 4 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| | 5 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| | 6 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| | 7 | | 7.3 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| | 8 | | 0 | | 0 | | 7.3 | | 0 | |
| | 9 | | 7.3 | | 0 | | 7.1 | | 0 | |
| | 10 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| | 11 | | 7.6 | | 0 | | 7.3 | | 0 | |
| | 12 | | 0 | | 0 | | 7.6 | | 0 | |
| 23 | 1 | | 0 | | 0 | | 6.8 | | 0 | |
| | 2 | | 0 | | 0 | | 6.6 | | 0 | |
| | 3 | | 0 | | 0 | | 6.5 | | 0 | |
| | 4 | | 0 | | 0 | | 7.6 | | 0 | |
| | 5 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| | 6 | | 0 | | 0 | | 6.1 | | 0 | |
| | 7 | | 0 | | 0 | | 6.6 | | 0 | |
| | 8 | | 0 | | 0 | | 6.5 | | 0 | |
| | 9 | | 0 | | 0 | | 7.4 | | 0 | |
| | 10 | | 4.2 | | 0 | | 6.7 | | 0 | |
| | 11 | | 0 | | 0 | | 10.8 | | 0 | |
| | 12 | | 0 | | 0 | | 7.6 | | 0 | |
| 24 | 1 | | 0 | | 0 | | 7.6 | | 0 | |
| 合計 | | | 129.4 | | 0 | | 241.1 | | 0 | |
| 月平均時間 | | | 2.4 | | 0 | | 4.4 | | 0 | |

注1 残業実績は通常残業と休日出勤(公出)の時間を合計した時間である。

注2 月平均時間は残業総時間を審査対象期間55か月で割った時間である。

残業実績表

別表2-3

| 年 | 月 | X2 | | X12 | | X5 | |
|-----|----|-----|------|-----|------|------|-------|
| | | 所属 | 残業実績 | 所属 | 残業実績 | 所属 | 残業実績 |
| 19 | 7 | 東山田 | 0 | 新羽 | 0 | 虹が丘 | — |
| | 8 | | 0 | | 0 | | — |
| | 9 | | 0 | | 0 | | — |
| | 10 | | 0 | | 0 | | — |
| | 11 | | 0 | | 0 | | — |
| 20 | 12 | | 0 | | 0 | | — |
| | 1 | | 0 | | 0 | | — |
| | 2 | | 0 | | 0 | | — |
| | 3 | | 0 | | 0 | | — |
| | 4 | | 0 | | 0 | | 25.9 |
| | 5 | | 0 | | 0 | | 13.7 |
| | 6 | | 0 | | 0 | | 12.6 |
| | 7 | | 0 | | 0 | | 21.6 |
| | 8 | | 0 | | 0 | | 17.9 |
| | 9 | | 0 | | 0 | | 10 |
| | 10 | | 0 | | 0 | | 29 |
| | 11 | | 10.5 | | 0 | | 18.5 |
| 12 | | 0 | | 0 | | 17.9 | |
| 21 | 1 | | 0 | | 0 | | 16.2 |
| | 2 | | 9.7 | | 0 | | 9.8 |
| | 3 | | 0 | | 0 | | 10.9 |
| | 4 | | 11.5 | | 0 | | 7.4 |
| | 5 | | 7.3 | | 0 | | 0 |
| | 6 | | 11.5 | | 0 | | 13.1 |
| | 7 | | 9.6 | | 0 | | 24 |
| | 8 | | 0 | | 0 | | 11 |
| | 9 | | 0 | | 0 | | 30.5 |
| | 10 | | 9.8 | | 0 | | 29.2 |
| | 11 | | 0 | | 0 | | 12.6 |
| | 12 | | 0 | | 0 | | 10.3 |
| 22 | 1 | | 6.9 | | 0 | | 5 |
| | 2 | | 0 | | 0 | | 2.2 |
| | 3 | | 0 | | 0 | | 17.7 |
| | 4 | | 6.6 | | 0 | | 21.4 |
| | 5 | | 0 | | 0 | | 21.5 |
| | 6 | | 0 | | 0 | | 21.5 |
| | 7 | | 0 | | 0 | | 7.9 |
| | 8 | | 0 | | 0 | | 15.7 |
| | 9 | | 0 | | 0 | | 10.2 |
| | 10 | | 0 | | 0 | | 30.9 |
| | 11 | | 0 | | 0 | | 8.8 |
| | 12 | | 0 | | 0 | | 20.4 |
| 23 | 1 | | 0 | | 0 | | 4.3 |
| | 2 | | 0 | | 0 | | 16 |
| | 3 | | 0 | | 0 | | 21.8 |
| | 4 | | 0 | | 0 | | 23.8 |
| | 5 | | 0 | | 0 | | 18.6 |
| | 6 | | 0 | | 0 | | 38.2 |
| | 7 | | 0 | | 0 | | 0 |
| | 8 | | 0 | | 0 | | 0 |
| | 9 | | 0 | | 0 | | 0 |
| | 10 | | 10 | | 0 | | 16.8 |
| | 11 | | 0 | | 0 | | 22.8 |
| | 12 | | 0 | | 0 | | 23.1 |
| 24 | 1 | | 0 | | 0 | | 14.7 |
| 合計 | | | 93.4 | | 0 | | 725.4 |
| 月平均 | | | 1.7 | | 0 | | 15.8 |

組合によると、X5のデータは給与明細からの確認であるため、20年4月から22年10月までの入庫遅れ、差引残業を含む。

注1 残業実績は通常残業と休日出勤(公出)の時間を合計した時間である。
 注2 月平均時間は残業総時間を審査対象期間55か月で割った時間である。X5は、実績の明らかな46か月で割った時間である。